

インドへの投資

直接投資に関する政策と諸手続

2006年7月

海外直接投資に関する政策と手続きの総合マニュアル

インド政府 商工業省
産業振興政策局

(邦訳：インド・アジア開発有限会社)

世界のグローバル経済界でインドが主役になるなど
15年前には、論理的可能性は兎も角遥かな夢物語でした。
この14年間にインドの将来(future of India)に対する
世界の見方が大きく変貌し、またインド人の自己認識も
変化してきました。今や世界はインドの将来ではなく
インドの到来を論じております
私共も「時代はインド」と表明しております

Kamal Nath
インド政府商工業省大臣

目 次

| 章(Chapter) | 内 容 | 頁 |
|------------|--------------------------|----|
| 1. | 海外直接投資 | 4 |
| 2. | 工業ライセンス | 10 |
| 3. | 外国との技術提携 | 13 |
| 4. | 海外投資家参入時のオプション | 15 |
| 5. | 外国為替規制 | 18 |
| 6. | 金融・証券投資 | 20 |
| 7. | 会社設立 | 22 |
| 8. | スキームとインセンティブ | 25 |
| 9. | インドの税制 | 29 |
| 10. | 投資ガイドと促進 | 35 |

追 補

| | | |
|----|---|----|
| 1. | 海外直接投資に関する分野別ガイドライン | 39 |
| 2. | 直接投資の分野別最高出資比率 | 49 |
| 3. | Press Notes issued during 2005 & 2006 | 51 |
| 4. | 諸許認可関係官公庁リストと Web-サイト | 60 |
| 5. | 申請書類提出先リスト | 62 |
| 6. | 商工省窓口責任者リスト | 63 |

第1章 海外直接投資(Foreign Direct Investment-FDI)

序論

1.1 世界最大の民主主義国であり、経済力 10 位のインドは、その堅実な成長ぶりと豊富な熟練労働力で以って国内及び海外からの投資家に無限の投資機会を提供している。インドは世界 10 位の工業国であり、購買力平価(PPP-Purchase Power Parity)からみれば世界 4 位の経済大国である。

1991 年の経済改革開始以来、投資、貿易、金融、外為規制、知的所有権法、等の分野で大きな前向きの改革が為されてきた。インドは自由な魅力的な、そして投資家に好ましい投資環境を提供している。本章は海外直接投資に関する政策の主要点を紹介する。

投資展望

1.2 最近の多くの調査が、投資先としてのインドの魅力に照準を当てている。ゴールドマン・サックスの調査は、インド経済は 2050 年まで 5%又はそれ以上の成長を続け、世界 4 位の経済大国になると予測している。諸調査の幾つかを引用すると；

- 魅力的投資先として 2 位—A.T. KEARNEY Business Confidence Index, 2005
- 2nd Most attractive investment destination among Transnational Corporations—UNCTAD's World Investment Report, 2005
- Most attractive location for “offshoring” of services activities—A.T. Kearney Global Services Location Index 2005

海外直接投資政策

1.3 経済浮上中の諸国の中で、インドは海外直接投資に関して最も自由で透明な政策を採っており、インド政府の事前認可を要する下記を除き、投資分野と事業活動範囲の制限無しで FDI 100%が自動承認制である。

- i 葉巻タバコ、紙巻タバコ、及びタバコ代用品、の製造
- ii エレクトロニック Aerospace 及び防衛機器の製造：全種類
- iii 24%以上(内外資に出資させてはならない)と規制されている中小企業向留保品目の製造
- iv インドに資本/技術面で既提携先を有する外国企業が、同じ分野で新規提携認可申請 (Press Note No.1 of 2005 シリーズを参照)
- v 分野別政策発表が触れていない、又は海外直接投資が認められていない分野に関する認可申請 (追補 2 参照)

1.4 海外直接投資政策は随時見直され、投資分野或は投資比率などの変化は産業振興政策局(DIPP)のSecretariat for Industrial Assistance (SIA)がPress Note を通じて公示する。全てのPress Note はDIPP website(www.dipp.gov.in)に掲載されている。又、Foreign Exchange Management Act(FEMA)1999 に照らしてインド準備銀行(RBI)からも投資政策が掲出される。RBIのWeb-サイトは (www.rbi.org.in)。 .

自動承認制度（ルート）の手続き

1.5 自動承認制で認められた範囲の分野及び活動目的、の海外直接投資はインド政府やRBI の如何なる事前許可も必要としない。当該投資家は送金受領日から 30 日以内に所轄RBI 地域事務所に届け出て、海外投資家に対する株券発行日から 30 日以内に BRI 地域事務所に書類提出をすればよい。

インド政府承認制度手続き

1.6 上述 1.3 規定の自動承認制度に編入されていない活動分野に関する海外直接投資はインド政府の事前承認を必要とし、FIPB(Foreign Investment Promotion Board)が審査する。

1.7 非居住インド人(Non-Resident Indian－NRI)からの投資、Export Oriented Unit(EOU)及び小売業 (single branded product) への投資を除いて、全ての海外直接投資申請書はFIPB, Department Economic Affairs(DEA), Ministry of Finance に提出されなければならない。 NRI と EOU 及び小売業 (single branded product) の申請書は産業振興政策局のSIA に提出されなければならない。

申請書をインド政府の海外機関に提出すれば、当該機関が DEA に転送するものとする。申請書は、<http://www.dipp.gov.in> からdownloadして「FC-ILフォーム」を使用しても良いし、白紙に全関連事項記述した申請書でも受付ける。受付は無料である。

禁止分野

1.8 現行政策は下記への海外直接投資を禁止している。

- i Gambling and betting(賭博)
- ii Lottery Business(宝籤)
- iii Atomic Energy(原子力)
- iv Retail Trading(小売業), 但し single branded product retailing を除く

NRI の会社又は土地への投資

1.9 NRI 又は海外居住インド人 (Person of Indian Origin－PIO)は、インドで会社或は地主団への資本増資と言う形で投資が認められるが、非償還を条件とする。

i) 投資金は内国振込又は公認ディラー (銀行など－Authorised Dealer) に設定してあるNRE/FCNR/NRO account から出されること。

ii) 当該会社又は地主団は農業、プランテーション、或は利益目的で土地・不動産取引をする不動産業(real estate business) に従事していないこと。

iii) 投資金はインド国外への償還不可とする。

NRI/PIO はインド政府/RBI 経済局の許可を得れば、利益(海外)送金可で単独不動産所有権又は合資会社 (Partnership firm) に投資を出来る。

既存企業の株式評価と発行

1.10 SEBI/RBI に依ると、上場企業の場合の株価は下記の何れかとされる；

a. 当該日以前 6 ヶ月間の株式市場引値の当該株毎週平均価格

b. 当該日以前 2 週間の株式市場引値の当該平均価格

上述株式市場とは、当該日以前 6 ヶ月間に当該株式が最も多く取引された市場を指し、当該日とは、株主総会招集日の 30 日前の日を言う。

その他の場合は全て、株式発行統制官が出したガイドラインに従い、RBI の規則に則って株式発行をすること。この他に、該当する場合は（株式大規模取得および買収に関する）SEBI 規則（1997 年）など、SEBI/RBI のガイドラインに従わなければならない。

SEBI の Web- サイト：www.sebi.gov.in

（SEBI – Securities and Exchange Board of India インド証券取引委員会）

Right/Bonus Share 発行

1.11 RBI は一定条件の下、内国企業がこの種株式発行するのを一般的に承認している。海外企業体(Overseas Corporate Bodies)として Right Share を合弁会社から割当を受けても、それを RBI が自動承認する訳ではない。OCB に対して株式発行しようとする内国企業は RBI(Foreign Exchange Dept., Foreign Investment Division, Central Office)から関連許可を取得しなければならない。

合併/吸収時の株式発行

1.12 複数の内国企業の合併/吸収計画が裁判所の承認を得た場合、被吸収(消滅)会社は海外の吸収(存続)会社の株主に対し株式を発行することが出来るが、株式譲渡の際インド政府又は RBI の許可で規程された持株比率を超えないようにしなければならない。

海外企業体としてこの種株式割当を受けても、それを RBI が自動承認する訳ではなく、RBI の許可を必要とする。

ESOP スキームでの株式発行(Employee Stock Ownership Plan)

1.13 本スキームに基づいて会社は、会社の従業員、合弁企業又は海外の 100%子会社の従業員に対して、直接に或は信託を通じて間接に株式を発行することが出来る。但し、SEBI の関連規則が当該スキームに与えた条件に合致し、且つ非居住者従業員に割当てられた株

式の額面合計が会社の払込資本金の5%を超えてはならない。

株式/転換社債の譲渡

1.14 下記カテゴリーでの株式譲渡は自動承認である。

- (a) 居住者(resident)から非居住者への株式譲渡（非居住者への割当予約株を含む）は、投資が自動承認制になっている金融サービス部門を除き、SEBI（株式大規模取得と買収）1997年規則の規程外とし、部門別規定と価格ガイドラインに従うものとする。
- (b) 自動承認制活動分野の会社の転換社債/借入(ECB/Loan)を株式に転換する場合、転換後の非住所保有株は部門別規定と価格ガイドラインに従うものとする。
- (c) 新規株式発行又は優先株の普通株への転換、による海外資本参加部分増は当該産業分野に関する規制の範囲内であれば、自動承認されるが価格ガイドラインに沿うものであることを求められる。

1.15 RBI は、インド内国企業の株式又は転換社債を非居住者又は NRI への譲渡を、下記の如く認可している。

- (i) インド国外で居住者（海外企業体—OCB 及び NRI を除く）は、インド企業の株式又は転換社債を在外居住者(含, NRI)の誰にでも売却又は寄贈の形で譲渡出来る。但し譲受者が株式を譲受ける当該インド企業とインド国内で同業を営んでいる或は同業の他の企業と提携している場合は、Press Note No.1(2005 シリーズ) の規程に沿った SIA/FIPB の事前許可を取得していること。
- (ii) NRI 又は OCB は、保有するインド企業の株式又は転換社債を売却又は寄贈の形で他の NRI に譲渡出来る。但し譲受者が株式を譲受ける当該インド企業とインド国内で同じ分野の企業を保有する又は同分野の企業と提携関係を有する場合、Press Note No.1 に基づいた中央政府の事前許可取得を要する。
- (iii) 海外にいる居住者（在外居住者）は寄贈の形でどのような証券でもインドにいる居住者に譲渡できる。
- (iv) 在外居住者は、株式市場で認証されたインド内国企業の株式又は優先株を、公認されたブローカー経由売却できる。

アメリカ預託証券 (American Depository Receipts—ADRs) とグローバル預託証券 (Global Depository Receipts—GDRs)

1.16 インド企業は、ADRs 又は GDRs 或はその両方を発行する為の担保としてルピー建て株式を在外居住者宛に発行することで、アメリカ預託証券又はグローバル預託証券の発行による外貨資金を調達出来る。その条件を下記する；

- a. ADRs/GDRs の発行は、外貨預託証券及び普通株発行 (Depository Receipt Mechanism)1993年スキーム及び中央政府が随時出すガイドラインに準拠のこと。
- b. この種株式を発行する内国企業は ADRs 又は GDRs 或はその両方を発行すること

の財務省認可を取得していること、又は当該スキーム或は財務相の告示に則った資格を有すること。そして

c. さもなくば、在外居住者に対してこの種株式を発行してはならない。

内国企業が ADRs/GDRs を発行するに際して上限は無いが、FDI 政策に基づいた海外持分株式発行でなければならない。

ADRs/GDRs 発行による獲得資金の用途に制限は無い、但し不動産及び株式市場への投資は禁ずる。

外貨建て転換社債 FCCB(Foreign Currency Convertible Bond) の発行収入は対外商業借款の目的要件に合致したものであれば、収入の 25%を企業再編成に充てることも出来る。

FEMA Notification No.20(Foreign Exchange Management Act) のスケジュール I の規程-4 が 内国企業による ADRs/GDRs 発行の該当法規である。

1.17 自動承認分野での内国製造企業は、予定の ADRs/GDRs/FCCB が発行されたあと海外直接投資持ち株比率が自動承認分野での比率制限を越える場合、若しくはインド政府認可のプロジェクトを実施する場合、FIPB を通じて政府の事前認可取得を要する。

外貨建て転換社債 (FCCB - Foreign Currency Convertible Bond)

1.18 FCCB の発行は[外貨転換社債及び普通株 (自動預託メカニズム) 計画書 1993 年—Scheme for issue of Foreign Currency Convertible Bonds and Ordinary Shares (Through Depository Receipt Mechanism) 1993]に準拠しなければならない。非居住者による外貨建て予約、外貨建て社債の普通株への転換は、それが全部であれ、一部であれ、どのような手法に拠ろうと、計画書 1993 年に準拠する。

1.19 転換社債又は普通株発行の企業に求められる資格は下記の通り；

当該企業は外貨建て転換社債若しくは普通株を一般預託証券(GDRs)の形で発行して資本を国際市場で募集が望ましい。

- i) 自動承認制の下での FCCB 発行は US\$50 million を上限とする
- ii) US\$50-100 million は RBI の許可を取得しなければならない
- iii) US\$100 million 超は RBI 経済局(Dept. of Economic Affairs)の事前許可取得を要する

優先株

1.20 優先株による海外投資は

- 部門別外国持株最高限度規制に沿った、且つ転換オプションを有する海外直接投資と做される。転換オプション無しの優先株は外国持株最高限度規制対象外になる。
- 資本の一部と看做され、且つ海外商業借入(External Commercial Borrowing)ガイドラ

イン（最高限度）の対象外になる。

- 1.21 自動承認制か、政府承認制か、は会社の活動内容と分野次第である。
- 1.22 満期転換までの期間は会社法記載の最長期間又は株主合意書記載期間の短い方とする。
- 1.23 優先株に対する配当率は財務省指示の最高限度率を超えないこと。
- 1.24 優先株発行は SEBI 及び RBI のガイドラインに沿い、且つ諸法令に沿うこと。

FDI in SSI Units

1.25 Small Scale Industry は内外企業(投資家)から 24%以上の出資を受入れてはならない。24%超であれば工場設備投資額が 50 百万ルピー未満の場合でも SSI 資格を喪失し SSI 分野品目製造に関する工業ライセンス取得を要する。

FDI が 24%超になるような FDI は、政府の事前承認を要する。

輸入代金の投資資本金への転換(FDI inflows on account of Import Payables)

- 1.26 海外直接投資に充当する資金は下記のものであるべし；
- 1. 通常方式の銀行経由海外からの送金、又は
 - 2. 認可された為替ディーラー又は認可された銀行に開設されている投資者口座の借方処理

他の方法による FDI 資金流入の対価として非居住者宛の株式発行は認められない。但し、技術提携に対する Lump-sum fee と Royalty に対して、或は交換可能外貨建て対外商業借款(ECBs－External Commercial borrowings)に対しての株式発行は自動承認であるが、全ての納税義務を充足し、分野ガイドラインに合致するものでなければならない。

第2章 工業ライセンス(Industrial Licensing)

工業ライセンス政策

2.1 工業ライセンスは工業法(Development & Regulation)1951年で規制される。進行中の経済の自由化と規制緩和で、工業ライセンス発給分野は大幅に削減され、現在工業ライセンスが必要な産業分野は、下記のものに限る；

1. ライセンス取得必須とされる産業
2. 小規模産業用分野とされている製造分野
3. 立地制約に抵触する場合

ライセンス取得必須産業

2.2 下記産業分野が該当する；

- i. アルコール飲料の蒸留又は醸造
- ii. 葉巻、紙巻タバコ、タバコ代用品製造
- iii. 全ての宇宙飛行体用エレクトロニクス及び防衛設備
- iv. 導爆線、安全ヒューズ、銃弾用火薬粉末、ニトロセルローズ、マッチを含む産業用爆薬
- v. 危険薬品
 - a. Hydrocyanic acid and its derivatives (シアン化水素酸、誘導体)
 - b. Phosgene and its derivatives (フォスゲン、誘導体)
 - c. Isocyanates and di-isocyanates of hydrocarbon, not elsewhere specified (example : Methyl Isocyanate)
(炭化水素類のイソシアン酸塩及びジイソシアン酸塩)

小規模産業用分野

2.3 工場・機械投資額が 5000 万ルピー未満の場合、当該会社を小規模企業と定義する。小規模企業は、州政府の工業管理局又は地域工業センターに登録出来る。この種小規模企業派如何なる品目の製造も認められ、立地制約も課されない。政府はある種の製品製造を小規模企業にのみ留保している（留保品目は www.dipp.gov.in を参照）。

小規模企業に留保された品目の製造

2.4 小規模企業以外でも工業ライセンスを取得すれば留保品目を製造することが出来るが、製造する留保品目の 50%の輸出義務を負う。

立地規制

2.6 製造企業体が工場立地選択は自由だが、1991年国勢調査時に人口100万超の23都市から25km以内に立地する場合は工業ライセンス取得を要する。23都市のリストは追補VIIを参照。立地規制除外；

- i) 1991年7月25日以前に、工業地帯として指定された場所に立地の場合
- ii) エレクトロニクス、コンピューターソフトウェア、印刷、及び今後「無公害産業」と看做される産業

製造企業体の立地は当該自治体の地域区分と土地用途規制、環境規制に従うものとする。

工業ライセンス取得手続き

2.7 ライセンス発給委員会の勧告に沿って、Secretariat for Industrial assistance(SIA)が工業ライセンスを認可する。工業ライセンスは所定の書式(書式 FC-IL)での申請が求められる。

工業ライセンス所定申請書には産業振興政策局 PR&C 部門(the Public Relation and Complaint Section of Department of Industrial Policy & Promotion)宛 Rs2500 の横線銀行小切手を添えること。

申請書受理後、通常4-6週間で諾否が下される。

産業起業家覚書(Industrial Entrepreneurs Memorandum—IEM)にある工業ライセンス免除に関する政策

2.8 工業ライセンス免除の企業体は IEM のパートAを所定書式 (Form IEN)に記入、を要する。

IEM 手続き

2.9 IEM 書類は PR&C に持参するか又は郵送しても良い。10品目までの製造の場合は Rs.1000 の横線銀行小切手を書類に添えること。10品目を超える場合は、10品目以内の超過に対し Rs.250 を追加すること。

IEM 書類提出時に SIA 登録番号付の受領証が発行され、郵送提出に対しては受領書が郵送され、爾後新たな許可取得は不要である。

申請内容が工業ライセンス取得義務の分野である場合、IEM は無効とされる。

商業生産開始時に、企業体は IEM のパートBで情報を PR&C に提出を要する。手数料は不要である。

全ての産業企業体は、工業ライセンス取得義務の有無に拘らず、所定の書式で月次決算を翌月10日迄に産業統計局(Industrial Statistics Unit-ISU)に提出しなければならない。

Note : FC - IL 及び IEM 所定書式は SIA の PR&C,政府刊行物販売所、インド大使館で入手できる、又後述ウェブサイトからダウンロードも可能 <http://www.dipp.gov.in>

キャリー・オンビジネス(Carry On Business—COB)ライセンス

2.10 自然成長をする小規模産業は、小規模産業に課されて投資制限枠の対象外とする。このような場合、前 3 年間の最高生産を基準にした COB ライセンス取得を要する。COB ライセンスで認められた生産能力内では輸出義務は課されない。

COBライセンス申請は所定の書式EE(改訂版)を用い横線銀行小切手Rs.2500 を添えて申請を要する、書式E Eはウェブサイト www.dipp.gov.inからダウンロード可能である。

然し、COB ライセンス規程の能力を超えた生産能力拡大する場合は工業ライセンス取得が必要である。

所定費用支払

2.11 各種申請書、ライセンス、で規程された手数料は、New Delhi 所在の商工業省産業振興政策局 the Pay & Accounts Officer 宛の横線銀行小切手で支払わなければならない。

環境関係諸認可

2.12 事業主は「公害規制と環境」に関する諸認可取得を要する。1986 年の環境保護法を受けた環境・森林省の 1994 年 1 月 27 日付け告示 S.O.60(E)号には、認可取得必要な 31 カテゴリーの産業が挙げられている。

このリストには、石油化学コンプレックス、精油所、セメント、火力発電所、薬品工業、肥料、染料、製紙、などの産業が含まれている。

2.13 然し乍、投資総額が Rs.10 億未満の場合は環境関係諸認可取得を不要とするが、次のものは必要である。

農薬、薬品と製薬、アスベストとアスベスト製品、塗料総合コンプレックス、採鉱、特定観光業、ヒマラヤ地域での道路舗装、蒸留、染料、鋳造、電気鍍金。

環境配慮地域とされている特定地域(例えば、Aravalli 地区、海岸地域、Doon 溪谷、Dahanu, など)では、環境・森林省のガイドラインに従わなければならない。

詳細は環境・森林省のウェブサイト(<http://envfor.nic.in>)を参照のこと。

第3章 外国との技術提携

一般政策

3.1 インド国内産業の技術水準と競争力向上を促進の為に、外国技術協力契約での外国技術取得が奨励されている。この種協力契約を通じてのノウ・ハウ導入は自動承認か、或は政府の事前認可の対象になる。

技術協力契約の範囲

3.2 自動承認制であれ政府の事前許可制のものであれ、技術協力契約での対価支払とは、ノウ・ハウ FEE 支払、デザインと図面料支払、エンジニアリング・サービスとロイヤリティー支払、を含む。

外国人技術者雇用、インド人技術者の海外派遣、インド産原材料・製品やインドの技術の海外でのテスト、に対する支払は RBI の管轄事項であり、海外技術協力の認可が包含するものではない。詳細は RBI のウェブサイト参照されたい。

自動承認ルート

3.3 内国企業が締結した海外技術協力契約に対する支払は下記限度の範囲内で自動承認である；

- (i) 200 万ドル未満の一括払い
- (ii) ロイヤルティー支払いは国内売上げの 5%、輸出額の 8%迄に制限されており、ロイヤルティーの支払期間には制限が無い。上述ロイヤルティーは税控除のネットであり、標準の諸条件で算定される。[Press Note No.19(1998 series) と Press Note. No.2(2003 series)参照]

Royalty は製品の ex-factory 正味売上高を基準に算出される。正味売上高とは物品税を含まず、調達部品代、輸入部品の場合は海上運賃、保険、輸入税、荷卸・運賃、などの所謂輸入諸掛、を差引いたものを言う。

商標及びブランド名の使用

3.4 技術移転なしの外国協力者の商標及びブランド名使用に対し、輸出額の 2%まで、国内売上げの 1%まで、のロイヤリティー支払は自動承認である。ブランド名/商標に関するロイヤルティー支払いは正味売上高に対するパーセンテージで為される。正味売上高とは総売上高から、代理人/ディーラーの手数料、輸送費(含 輸入諸掛)、及び外国ライセンサー又はその子会社/関係会社から輸入した原材料・パーツ・コンポーネント代金、を差引いたものである。(Press Note No.1 of 2002)

自動承認制の手続

3.5 RBI に認可されたディーラーはロイヤルティー、一括払い、インドで商標/一手販売権利用の対価支払、の送金を出来る。但し、商標/一手販売権の購入に関しては、RBI の事前許可取得を要する。

政府認可—プロジェクト認可局(Project Approval Board-PAB)

3.6 下記の場合のロイヤルティー支払いは政府の事前許可取得を要する（技術提携のみの場合は PAB で、資本・技術提携の場合は FIPB で）；

- a) 海外直接投資が自動承認制ではない分野/活動
- b) 前述 3.3 の如き自動承認ルートに合致しない提案

政府認可取得手続き

3.7 自動承認ルートに沿わない海外技術協力申請は産業振興政策局の PAB が審査する。この申請は書式 FC-IL を以って SIA(Secretariat for Industrial Assistance)に提出すること。資本・技術協力契約の場合は申請書を FIPB に提出のこと。いずれも手数料は無料。

第4章 海外投資家参入時のオプション

参入オプション(Entry Options)

4.1 外国企業がインドで事業活動をするに際し下記のオプションがある；

会社設立での参入

- 1) 会社法 1956 年に基づいた、下記の何れかの会社設立で
 - i. 合弁会社
 - ii. 100%の子会社

海外株主は持分 100%まで自己都合に応じて保有できる。但し、FDI 政策が定める活動分野別の海外株主持分上限の範囲内であること。

会社設立なしでの参入

- 2) 外国企業として、下記の何れかで
 - i. Liaison Office/Representative Office (駐在事務所/代表事務所)
 - ii. Project Office
 - iii. Branch Office (支店)

この種事務所は Foreign Exchange Management Regulations, 2000 年 (Establishment in India of Branch Office of other place of business) の下で活動が認められている。

会社組成

4.2 会社登録と組成の為には、申請書を法人登記所 (Registrar of Companies-ROC) に提出しなければならない。インドの会社としての会社登録及び組成が為されると、他の内国企業に適用されている法律と規制の管轄下に置かれる。

詳細については、会社法に関する商工業省ウェブサイトを参照のこと。

<http://dca.nic.in>

Liaison Office(駐在員事務所)/Representative Office(代表事務所)

4.3 駐在員事務所の役割は、市場についての情報収集とインドの潜在顧客に対して会社と会社の製品についての情報を提供、に限定されている。駐在員事務所はインドからの輸出入を促進し、また、本社とインドの会社の技術/資本提携を進めても良い。

商活動は直接間接であれ、駐在員事務所には禁じられているのでインド国内では如何なる所得(earn income)もありえない。駐在員事務所の経費は海外からの送金で賄われるべし。

駐在員事務所設立は RBI の許可事項である。

プロジェクト事務所

4.4 インド国内での特定プロジェクト遂行をする外国企業は、暫定的な **project/site offices** をインド国内に設置できる。RBI は特定条件下での外国企業のプロジェクト事務所設立を認可している。この種事務所の活動は当該プロジェクト遂行活動に限定される。

RBI の許可の下、プロジェクト事務所はプロジェクト完成時にプロジェクトの余剰物（資金）を納税完了後インド国外に送金できる。

支店 (Branch Office)

4.5 海外で生産活動或は商業活動をしている外国企業は、下記目的の支店をインド国内に設置できる；

- a. 商品の輸出入
- b. プロフェッショナル又はコンサルタント・サービス
- c. 本企業が従事している調査業務の推敲
- d. 本社とインド企業、或はグループ企業とインド企業、の間の技術提携又は資本提携の促進
- e. 本社の代表し、又インド国内で本社の **buying/selling agent** としての活動
- f. インド国内で情報技術とソフトウェア開発に関するサービス提供
- g. 本社又はグループ企業が供給した商品に対する技術サービス提供
- h. 外国航空会社、外国海運会社

RBI の許可の下設立された支店は、支店が挙げた税引後利益を海外送金できる。但し、RBI のガイドラインに従うこと。支店設立認可は RBI の管掌である。

SEZ(特別経済区)で “stand alone basis (孤立存在)” の支店

4.6 この種支店は SEZ 内の仕事のみ限定され、インド国内にある本社/グループの他の支店とも関係を持つことを含め、SEZ の外部での活動/機能を禁じられている。

製造とサービス活動のために SEZ 内に支店設置は、RBI の認可取得不要であるが、下記条件を充たすことを要する；

- a. 100%FDI が認められている分野での活動に限る
- b. 会社法 (Section 592 to 602) のパート X I に応ずるものであること
- c. Stand-alone basis であること
- d. 事業を終結し収益送金に際しては、FEMA で規程された書面を整えて外国為替のオーソライズされたディーラーに接触しなければならない。

Liaison office / Project office / Branch office 設置手続き

上記3種の事務所設置申請書は書式「FNC 1」を用いて下記宛に提出すること；

Chief General Manager, Exchange Control Department (Foreign Investment Division),
RBI Central Office, Mumbai-400001

書式「FCN 1」は次のウェブサイトで購入可能：www.rbi.org.in

第5章 外国為替規制

FEMA(Foreign Exchange Management Act)

5.1 RBI 為替統制局が FEMA1999 を管掌する。

投資元本と利益の回収

- 5.2 (1) 海外投資は投資分野政策に則したものであれば回収は自由である。但し、NRIs が非回収スキームのもとで特別投資を選択した場合を除く。
海外投資への配当は Authorized ディーラーを通じて自由に海外送金できる。
- (2) 非居住者は RBI の事前許可なしで株式市場で株式売却できるし、当該株式を代金回収条件で保有していたもので且つ税務当局の所定 NOC / 納税証明書を持っておれば株式売却代金を海外に回収できる。
- (3) 市場を通じない私的アレンジでの株式売却に関しては、インド企業に対する承認範囲内海外投資持分株であれば 2000 年 5 月付け告示 No.FEMA 20/2000 RB の規則 10.B に示されているガイドラインの条件で、RBI 地域事務所が許可する。承認範囲内持分株式の販売価格は上述告示の規則 10 B(2)の下ガイドラインに沿って決定するものとする。
- (4) 利益、配当などの(これらは current account transaction と位置付けられている)海外送金は自由である。

Current Account Transactions(当座勘定処理)

5.3 Current Account Transactions は Foreign Exchange Management(Current Account Transactions) Rules 2000, [No. G.S.R. 381(E), dated May 3, 2000]で規制されている。

下記目的で或る特定額以上の外貨取得の為には、RBI の事前許可を必要とする。

- a. 年間 US\$10,000 以上の休暇旅行
- b. 贈与/寄付が受益者当り US\$5,000/US\$10,000 超 / 年間
- c. 一人当たり US\$25,000 以上の商用旅行
- d. 学術機関見積りの、又は年間 10 万ドルの海外学費
- e. プロジェクト当り 100 万ドル以上の海外からの建築 / コンサルタント・サービス
- f. 商標/フランチャイズ購入の為の送金
- g. 会社設立費用の 10 万ドルを超える払戻
- h. 居住者による年間 25,000 ドル超の送金 (上述 a—g.送金の上限を超える)

上記数値は、投資者への一般ガイダンス目的のものである。投資家は事業処理をする前に許可限度額を再確認願いたい。

非居住者の不動産取得

5.4 インド国内に事業拠点（除 駐在員事務所）の設立認可を RBI から取得した非居住者は活動に必要な、或は活動に付随して、不動産取得の全般的許可を保有しているものとする。この場合、不動産取得から 90 日以内に所定書式(IPI)で RBI に通知書提出を要する。RBI の特別許可で不動産取得した外国人は RBI の事前許可無しに当該不動産を譲渡することは出来ない。

Foreign Exchange Management(インド国内の不動産取得・譲渡)規則 2000 (2000 年 5 月 3 日付け告示 No.FEMA 21/2000-RB)を参照のこと。

NRI による不動産取得

5.5 NRI は、農場 / プランテーション / 農家以外であれば、如何なる不動産も購入できるし、それをインド国籍の非居住インド人、非居住者であるインド出身者、に譲渡出来る。前項に挙げた告示を参照のこと。

第6章 金融・証券投資

証券投資スキーム(Portfolio Investment Scheme-PIS)

6.1 SEBIに登録した外国機関投資家 (Foreign Institutional Investors-FIIs) 及び NRIs は PIS の下、株式又は転換社債の購入資格がある。FII は指定された authorized dealer 宛に外貨勘定口座又は非居住者ルピー勘定口座、或はその二つの口座開設を申請しなければならない。

6.2 FII による投資は SEBI (FII) 規則 1995(Securities and Exchange Board of India インド証券取引委員会)、及び 2000 年 5 月 3 日付 FEMA 告示 No.20 の規則 5(2)の管轄下にある。SEBI の諸法は FII 登録手続全体に肯定的であり、FII は通常申請書 2 通の SEBI 宛提出を要する。RBI は FEMA の下、FII が株式市場で証券売買し指定銀行に外貨勘定口座とルピー勘定口座を開設出来るように認可する。

外国機関投資家 (Foreign Institutional Investors – FIIs)

6.3 FIIs include Asset Management Companies, Pension Funds, Mutual Funds, Investment Trusts as Nominee Companies, Incorporated/Institutional Portfolio Managers or their Power of Attorney holders, University Funds, Endowment Foundations, Charitable Trusts, Charitable Societies.

機関投資政策

6.4 対 FII 投資政策の主要点は；

- a. FII は投資に際し、投資を株式と公債 70 : 30 比に分けることを求められる。然しながら、投資全体を 100%公債にすることも可能で、その場合はその旨通知すれば良い。
- b. FIIs は株式市場で証券の売買が出来るし、RBI が株式市場価格を承認しているのだが、株式市場外の取引で上場企業と非上場企業株式に投資も出来る。
- c. 個々の FII 或はその代理は、インド企業の払込資本金の 10%以上は取得できない
- d. FIIs 或はその代理全体で、インド企業の払込資本金の 24%以上の取得は出来ない。
- e. インド企業は、2001 年 9 月 20 日付け Press 発表と 2001 年 9 月 20 日付け FEMA 告示 No.45 に沿って、取締役会で決議し株主総会で Special Resolution を採択することで、分野別上限 / 法規制上限の範囲内で前述 24%まで資金調達することが出来る。

公認株式市場で FIIs が証券売買する限り、RBI 許可は不要であるが、市場外の場合は RBI 許可を要する。

NRIの証券投資

6.5 NRI/PIO は、証券投資スキームの下、株式市場で株式/転換社債売買を認められている。この為に、NRI/PIO は証券投資取扱いを公認された銀行に申請して、売買全取引を当該銀行経由することを要する。

NRI 個人はインド企業の払込資本金の 5%まで購入できるが、NRI 全体では払込資本金の 10%以上は不可。但し、この上限は株主総会決議で 24%まで押上げることが出来る。投資は海外に回収又は非回収、いずれでも出来るが、株式売却は所定税金納付が前提である。

証券投資スキームに関する詳細は、RBI ウェブサイト(www.rbi.org.in) 及SEBI-Security & Exchange Board of India ウェブサイト(www.sebi.gov.in)参照。

第7章 会社設立

7.1 会社設立は、会社法 1956 が管轄している。当該法パート II が会社設立と関連事項をカバーしている。

Private Company (非公開会社)

7.2 Private company は払込資本金 10 万ルピー以上で、下記条項に該当する会社である。

- (a) 株式譲渡に制約がある
- (b) 株主数は 50 名まで、下記を含まず
 - i) 会社と雇用関係にある者、及び
 - ii) 会社と以前雇用関係にあった者で、雇用関係断絶後引続き会社と株主として関係を持っていた者、及び
- (c) 株式発行、或は転換社債発行、などを以って金融市場で資金調達を禁じられている。
- (d) 株主、取締役とその親族、以外の者からの供託金招聘又は受入れを禁じられている。

Public Company(公開会社)

7.3 公開会社とは、払込資本金 50 万ルピー以上で Private Company でない会社。

Private Limited Company の組成 (有限会社)

7.4 有限会社は下記のいずれかで組成できる

- i. 新規事業を行う為の新会社設立
- ii. 既存事業を行なっている個人事業又は合名会社を会社組織に編成替え

会社名

7.5 会社名は法人存在としてのシンボルである。下記ガイドラインに沿って、適切な会社名を選択・登記しなければならない；

- a. 発起人は明確に異なる 3 - 4 の名称を選択すること。
- b. 名称は、計画した会社の主活動目的を表す名前を含むべきである。
- c. 既登録他社名に酷似するものであってはならない。
- d. 会社名選択に際し、中央政府のガイドラインに沿うこと。又、選択された名称は Emblems and Names(Prevention of Improper Use)Act,1950 に抵触しないこと。
- e. 書式 1 -A で以って、地区の会社登録所に手数料 500 ルピーを添えて申請すること。

Memorandum of Association (基本定款)

7.6 会社設立の重要ステップの一つは基本定款を準備することである。基本定款は会社の憲章であり、会社設立の基本的条件を包含している。

基本定款は会社名、所在州名、会社の主目的、主目的達成の為の付随的或は補助的目的、株主の責任、授權資本金額、を包含する。基本定款の主目的は、会社の活動範囲と権限を記述することにある。

Articles of Association(付属定款)

7.7 会社の付属定款はルール、規程、会社運営一般上の細則を包含する。Private Companyの場合、基本定款と共に付属定款も登録が義務付けられている。

付属定款は基本定款の下位にあり、従って、基本定款又は会社法の規程に抵触する規定を付属定款に含めてはならない。付属定款は会社との関係に於いて株主を拘束し、株主との関係に於いて会社を拘束する。

Registration of Company and Issue of Capital(会社登録と資本発行)

7.8 上記に列挙した準備の完了後、会社所在予定州の会社登記官宛に必要な書類添付の上申請書提出を要する。必要書類は；

- a. 捺印済み基本定款、及びそのコピー1部
- b. 捺印済み付属定款、及びそのコピー1部
- c. Managing Director, Whole time Director, Manger, として個人と指定契約があれば、その契約書
- e. 会社名の妥当性を述べた会社登記官の書信写
- f. 書式 No.32 と書式 18 両書式を用いた登記済本社の取締役・職制を示す書類、と書式 No.1 と書式 29 を用いた会社法の規程を遵守する旨の書面、公開会社の場合は取締役の書面

7.9 会社登記料は当該会社の授權資本金額によって決まる。

会社設立証明書(Certificate of Incorporation)

7.10 全ての規程に合致していれば、登記官は会社登記を行い設立証明書を発給する。この証明書が会社存在の法的根拠となる。

Issue of Share Capital(株式資本金発行)

7.11 会社登記後、会社が事業を進めるには資金が必要である。

非公開会社の場合、資本調達には株主(Members)間の個人手配で為され、公開株式会社は公開市場で資金調達する。先ず、会社は定款の範囲で株式引受予約者と会社の他のメンバーに株を発行する。発行資本金額は会社の授權資本金額を超えてはならない。

公開株式会社の場合、事業開始前に事業開始証明書(Certificate of Commencement of Business)取得を要する。詳細問合せはMinistry of Company Affairs (<http://dca.nic.in>)

第 8 章 Other Schemes and Incentives (諸スキームとインセンティブ)

Special Economic Zones(SEZs) and 100 % Export Oriented Units(EOUs)

Policy for Setting Up Special Economic Zone

8.1 SEZ は特別無税地域で、貿易、諸税及び関税、について外国領土同等と看做される。インド国内から SEZ に持込まれる商品とサービスは輸出扱いで、SEZ からインド国内に持込まれる商品は輸入扱いになる。SEZ は公営、私営又は公私合弁、州政府により設置される。DGFT(website <http://dgft.delhi.nic.in>)の appendix 14 II O 基準により設置申請は許可権限を有する認可委員会と商工業省経済局が審議する。

手 続

- 8.2 申請は下記手順になる；
- a. 当該州の Chief Secretary 宛に、project report と共に申請書を 10 部提出
 - b. 州政府のコメントを付して、経済局の BoA に回付
 - c. 経済局から許可書下付

FDI/NRI が経済特別区 / 自由貿易倉庫区設置 に対する政策

8.3 Special Economic Zone Act,2005 及び Foreign Trade Policy に沿った 100%FDI で経済特別区設置及び自由貿易倉庫区設置は自動承認である。SEZ 設立及び SEZ 内の工場に係わる FDI は、開発工事に関する FDI を規制する Press Note No.2 (2005)の例外とする。

自動承認制の下での SEZ での EOU 設立に関する政策

8.4 SEZ の開発コミッショナー (Development Commissioners) が申込に対し自動承認を与えるが、下記に沿うこと；

- (a) 活動分野がライセンス必須ではない、又は Software / IT を除くサービス分野でない
- (b) 所在地が諸規定に合致している
- (c) 事業体が外貨獲得に積極的に努める
- (d) Export Oriented Unit スキームが規定する輸出義務を達成した場合、DC の許可を得て EOU は SEZ に移行しても良い。

8.5 企業は税関の保税処置に従わなければならない。国内向け輸入税地域(Domestic Tariff Area-DTA)にある DTA 事業所が上述 8.1 諸規定を充たして居る場合 DTA 事業所を EOU に転換も自動承認である。EPCG スキームの下で輸出契約がある場合は事業所の輸出実績の包含される。事業所が Advance Licensing Scheme の下で輸出契約を有する場合、事業所は ALC(Advance Lincensing Committee)にに対して、製品製造の為の Duty Free

の原材料を未使用量の比率に応じた輸出義務削減を申請できるし、Advance License で輸入された未使用原材料を繰越すことも認められる。

政府認可要の SEZ での EOU 事業所設立に関する政策

8.6 自動承認ルートに乗らない提案は、開発コミッショナーにより経済局審査会(Board of Approval-BoA, Department of Commerce)に回付される。審査会の審査結果は通常 45 日以内に通知される。

認可取得手続き

8.7 EOUs, SEZ での事業所設立、の申請は所定書式で当該 SEZ の開発コミッショナー宛に提出すること。申請書には、商工業省経済局会計官(Pay & Accounts Officer)宛、支払地 New Delhi,の横線銀行小切手 Rs.5000 を添えること。

申請書書式と手続詳細は経済局ウェブサイト <http://commerce.nic.in> を参照のこと。

申請書は政府刊行物販売所で入手できる。

FDI/NRI の SEZ での 100%EOUs 投資 に対する政策

8.8 認められている活動分野に関する詳細は経済局の外国貿易政策(Foreign Trade Policy)を参照、そのウェブサイトは (<http://commerce.nic.in>)。自動承認でない申請は FIPB で審議される。

申請内容が 8.1 項記載の自動承認基準に合致しておれば、SEZ の開発コミッショナー (DC) は通常 2 週間内に認可を下す。政府許可を要する申請内容の場合、DC は申請書を BoA に回付し通常認可に 45 日を要する。

経済特別区(SEZ)設置政策

8.6 提案が、DGFTウェブサイト(<http://dgft.dellihi.nic.in>)掲載の追補(appendix) 14-11-10 の基準に合致するものであれば、BoA が審議し経済局が許可書を下付する。

権能委員会の許可(Approval by Empowered Committee)

8.7 自動承認ルートの諸規定に一部又は全部抵触する提案は、商工業省 産業振興政策局に設けられた権能委員会の許可取得を要する。

認可と 100%免税手続(Procedure for Approval and Availing 100% Tax Exemption)

8.8 工業団地設置と税法(Income Tax Act)80 1A 項の規程に基づいた 100%免税の許可取得の為の申請書は書式IPS-1 を用いて作成し、産業振興局のPublic Relation and Complaint Section(PR&C)に提出のこと。書式IPS-1 はweb site <http://dipp.gov.in> に掲載されている。産業振興政策局の会計官宛のRs.6000 の銀行小切手を添えて、自動承認ルートの場合申請書 2 部提出、非自動承認の場合は 6 部提出のこと。

Industrial Park Scheme,2002 に則り、自動承認ルート該当の申請書は通常 15 日以内に処理され、自動承認ルートに該当しない申請書は 8.10 記載の権能委員会の許可取得を要するが権能委員会は通常 6 週間内に結論を出す。

工業団地、工業モデル街区と成長センターの設置、自動承認制下の政策

8.9 政府は工業団地及び工業モデル街区設置に関し、工業団地スキームを 2002 年 4 月 1 日に告示しており、この告示はウェブサイトwww.dipp.gov.in で見られる。産業振興政策局 (Secretariat for Industrial Assistance-SIA) は、工業団地スキームが自動承認対象の基準として挙げてあるその基準に合致する工業団地/工業モデル街区は設置許可を出す。

権能委員会の許可

8.10 自動承認ルートの諸規定に一部又は全部抵触する提案は、商工省 DIPP に設けられた権能委員会の許可を要する。委員会は通常 6 週間内に結論を通知する。

認可と 100%免税手続 (Procedure for Approval and Availing 100% Tax Exemption)

8.11 工業団地設置と税法(Income Tax Act)80 I A 項の規定に基づいた 100%免税の許可取得の為の申請書は書式 IPS-1 を用いて作成し、産業振興局の Public relation and complaint Section(PR&C)にていしゅつのこと。書式 IPS- 1 は website [hppt://dipp.gov.in](http://dipp.gov.in) に掲載されている。産業振興政策局の会計官宛の Rs.6000 の銀行小切手を添えて、自動承認ルートの申請の場合は申請書 2 部提出、非自動承認の場合は 6 部提出のこと。

FDI/NRI 投資に対する政策

8.12 工業団地/工業モデル街区設置に対する 100%FDI は自動承認であるので、1.5 記載の申請手続が適用される。

Electronic Hardware Technology Part(EHTP) and Software Technology Park(STP) Schemes

8.13 エレクトロニクス産業を刺激し、輸出競争力を強め、エレクトロニクス・コンポーネント産業の効率化促進、の為に EHTP と STP スキームは、輸出見返り恩典と免税措置

と言われる EOU スキームの線上にある無税輸入の如き、各種のインセンティブと便宜を図っている。

自動承認制(Automatic Route)

8.14 STP 提案に関しては各 STP 長官が、EHTP 提案に関しては担当官が、下記充足の場合自動承認を与える；

- (a) 品目がライセンス必須のものでないこと
- (b) 工場立地が既述諸条項に合致すること
- (c) 税関の保税指示を遵守し、生産の全工程が同一場所で行なわれ、保税場所から原材料、中間品など保税品が保税場所外に持出される懸念がないこと

EHTP/STP に対する FDI/NRI との投資提案も自動承認であるが、1.3 項諸規定が条件である。

政府許可(Government Approval)

8.15 自動承認の諸規定に合致せぬ部分があるプロジェクト提案は、省庁間の検討委員会を通じて、情報技術省(Ministry of Information Technology)の審議・認可を受けるものとする。検討委員会は通常 6 週間内に結論を出す。

手 続

8.16 所定書式の申請書を、自動承認の場合は STPs 長官又は EHTPs の担当官宛に提出し、政府許可の場合は情報技術省に提出すること。商工業省商業局会計官宛の横線銀行小切手 Rs.5,000 を申請書に添えること。申請書式は政府刊行物販売書で入手できる。

提案が 8.14 項の自動承認基準に合致する場合、認可書面は 2 週間内に下付される。政府認可を要する提案は担当官が情報技術省の審議会に回付し、審議の結論は通常 6 週間内に下される。

FDI/NRI の投資手続

8.17 EHTP/STP にある事業所に FDI/NRI の投資提案は自動承認である、但し 1.3 項の諸規定に合致すること。自動承認非該当提案の場合、1.6 項既述の如く申請者は FIPB の認可を求めること。

第9章 インドの税制

税制

9.1 非常に良く考えた構成の所得税になっている（州政府が課税する農業所得は例外）。

中央政府が課す主な税は関税、中央政府の消費税・売上税、サービス税である。

付加価値税(VAT-Value Added Tax)、印紙税、州消費税、土地税、専門職税、が州政府徴収の基本的諸税である。地方公共団体は不動産税、州境税(Octroi)、給排水などの便益税の権限も持っている。

個人所得税(Personal Income Tax)

9.2 個人所得税の税率は下記通り；

| Income range(Rupee) | Tax rate(%) |
|---------------------|-------------|
| 0 – 100,000 | Nil |
| 100,000 – 150,000 | 10 |
| 150,000 – 250,000 | 20 |
| 250,000 and above | 30 |

Rs.100 万以上の収入に対しては 10%の Surcharges が課される、尚 収入 Rs.18 万 5 千未満の高齢者は個人所得税が免除される。

源泉課税率(Rates of Withholding Tax)

9.3 非居住者への支払に対する現行源泉課税は；

| | |
|-----------------------|--|
| (1) Interest | 20% |
| (2) Dividends | Dividends paid by domestic companies Nil |
| (3) Royalties | 20% |
| (4) Technical Service | 10% |
| (5) Any Other Service | Individuals : 30% of the income Companies : 40% of the net income |

上述税率は一般的な、インドが二重課税防止条約(Double Taxation Avoidance Agreement-DTAA)を締結していない国々に対するものである。

法人税

9.4 現行法人税率は；

- (1) 国内企業法人税 30%、法人税の 10%がサーチャージとして加算。インドの法律の下で組成された法人は税制面で国内企業として扱われる。
- (2) 外国企業の法人税は 40%、プラス サーチャージ 2.5%。
- (3) 法人税+サーチャージと言う税額の 2%を教育税として科す。

税制特典

SEZ, 優先工業 (Priority Industries) 投資振興、後背地の工業化推進、のために魅力的な税制特典がある。

SEZ

9.5 2005 年 6 月制定の The Special Economic Zones Act,2005 は輸出促進目的の SEZ の設立(establishment)・開発(development)・管理(management)に下記特典を告知している。SEZ の開発業者と SEZ 所在企業への特典は下記通り：

2005 年 4 月 1 日以降生産開始、又はサービス提供開始した企業は輸出での利益に関して 15 年間下記特典の享受資格が与えられる。

- (1) 5 年間 100%免除、次期 5 年間 50%免除、次次期 5 年間は「免除額を事業投資」を解除条件とする 50%免除。
- (2)2005 年 4 月 1 日以降の SEZ 開発事業からの利益の 100%免除。SEZ が認定された年から 15 年中の 10 年間免除とする (注：最初の 10 年間と言う表現は無い)。
- (3) 都市地区の企業が SEZ に移転の際に資本財譲渡に係るキャピタルゲインを免除。
- (4) 2005 年 4 月 1 日以降の SEZ 企業及び SEZ 開発業者への最低選択税(Minimum Alternative Tax-帳簿上益の 7.5%課税)免除。
- (5) SEZ 開発業者は、2005 年 4 月 1 日以降株主に配当する配当に関し、配当税の免除。
- (6) Offshore 銀行に 2005 年 4 月 1 日以降 非居住者又は非常住者が預けた預金に対する利子税の免除。
- (7) 非居住者又は非常住者が Offshore 銀行に預けた預金の金利又は Offshore 銀行から借入の場合、2005 年 4 月 1 日以降当該銀行は税金相当額を差引いてはならない。

インフラ・ファンドでのキャピタルゲイン(Capital Gains on Infrastructure Funds)

9.6 インフラ構築会社又はインフラ・ファンドの収益は、それが配当・金利・又は長期預託の形式であれ、100%税免除になる。然しながら、インフラ構築会社は Minimum Alternative Tax 納付義務を負う。ベンチャー資本事業としての投資金調達のためのベンチャー資金会社又はベンチャー・ファンドの利益も亦税免除になる。

免税特典

9.7 優先分野及び特別地域、特別地方に所在する産業に対し免税措置がある：

利益を 100%免税になるものは；

- a. 海港、空港、道路、高速道路、橋梁、鉄道システム、内陸水路、内陸港、給水プロジェクト、水処理システム、灌漑プロジェクト、衛生・下水プロジェクト、固形廃棄物処理管理システム、の開発発展(development)又は運営及び営繕。
- b. 発電、配電及び送電。
- c. 工業団地及び SEZ の開発発展、運営及び営繕。
- d. 東北諸州及びシッキムで、特定地域に又は特定分野で事業を設立。
- e. Uttaranchal 及び Himachal Pradesh 州で、特定地域に又は特定分野で事業を設立。
- f. Jammu & Kashmir 州に事業を設立。
- g. FTZ/EHTP/STP における企業が商品又はソフトウェアの輸出で得る利益。
- h. SEZ 企業が商品又はソフトウェアの輸出で得る利益。
- i. 100%EOU が商品又はソフトウェアの輸出で得る利益。
- j. SEZ 企業と取引をする、SEZ 所在の Offshore Banking 機関。
- k. 地域開発及び住居建設プロジェクトに従事する事業が挙げる利益。
- l. 病院を運営・維持する事業が挙げる利益。
- m. 穀物の取扱い、貯蔵、輸送、に総合的に従事する事業が挙げる利益。
- n. 鉱物油の商業生産又は精製に従事する事業が挙げる利益。
- o. 木質系ハンドクラフトの輸出に従事する事業の上げる利益。

二重課税救済(Double Taxation Relief)

9.8 インドは、米、英、日、仏、独、など 69 ケ国と DTAA(二重課税防止協定)を締結しており、それら締結国に対する税率は当該協定により決まる。その税率は Income Tax India 野website <http://incometaxindia.gov.in> を参照願いたい

下記表は 2005 年 11 月に於ける 65 ケ国に関するもの（訳者注）

| Country | Deividends % | Interest % | Royalties % |
|------------|-----------------|---------------|----------------|
| Australia | 15 | 15 | 15 |
| Austria | 20 | 20 | 30 |
| Bangladesh | 15 | 10 | 10 |
| Belarus | 15 | 10 | 15 |
| Belgium | 15 | 15 | 20 |
| Brazil | 15 | 15 | 15 |
| Bulgaria | 15 | 15 | 20 |

| | | | |
|----------------|----|----|-------|
| Canada | 25 | 15 | 15 |
| China | 10 | 10 | 10 |
| Cyprus | 15 | 10 | 15 |
| Czechoslovakia | 20 | 15 | 30 |
| Czech Republic | 10 | 10 | 10 |
| Denmark | 20 | 15 | 20 |
| Egypt | 20 | 20 | 30 |
| Finland | 15 | 10 | 20 |
| France | 10 | 15 | 10/20 |
| Germany | 10 | 10 | 10 |
| Greece | 20 | 20 | 30 |
| Hungary | 15 | 15 | 30 |
| Indonesia | 15 | 10 | 15 |
| Israel | 10 | 10 | 10 |
| Italy | 20 | 15 | 20 |
| Japan | 15 | 15 | 20 |
| Jordan | 10 | 10 | 20 |
| Kazakhstan | 10 | 10 | 10 |
| Kenya | 15 | 15 | 20 |
| Korea | 20 | 15 | 15 |
| Kyrgyzstan | 10 | 10 | 15 |
| Libya | 20 | 20 | 30 |

| | | | |
|-------------|------|----|----|
| Malaysia | 20 | 20 | 30 |
| Malta | 15 | 10 | 15 |
| Mauritius | 15 | 20 | 15 |
| Mongolia | 15 | 15 | 15 |
| Morocco | 10 | 10 | 10 |
| Namibia | 10 | 10 | 10 |
| Nepal | 15 | 15 | 15 |
| Netherlands | 10 | 10 | 10 |
| New Zealand | 15 | 10 | 10 |
| Norway | 15 | 15 | 30 |
| Oman | 12.5 | 10 | 15 |
| Philippines | 20 | 15 | 15 |

| | | | |
|-----------------------------|----|------|------|
| Poland | 15 | 15 | 22.5 |
| Portugal | 15 | 10 | 10 |
| Qatar | 10 | 10 | 10 |
| Romania | 20 | 15 | 22.5 |
| Russian Federation | 10 | 10 | 10 |
| Singapore | 15 | 15 | 15 |
| South Africa | 10 | 10 | 10 |
| Spain | 15 | 15 | 20 |
| Sri Lanka | 15 | 10 | 10 |
| Sweden | 10 | 10 | 10 |
| Switzerland | 15 | 15 | 20 |
| Syria | 0 | 7.5 | 10 |
| Tanzania | 15 | 12.5 | 20 |
| Thailand | 20 | 20 | 15 |
| Trinidadand Tobaco | 10 | 10 | 10 |
| Turkey | 15 | 15 | 15 |
| Turkmenistan | 10 | 10 | 10 |
| United Arab Emirates | 15 | 12.5 | 10 |
| United Kingdom | 15 | 15 | 15 |
| United States | 20 | 15 | 15 |
| Uzbekistan | 15 | 15 | 15 |
| Vietnam | 10 | 10 | 10 |
| Zambia | 15 | 10 | 10 |
| Non Treaty Countries | 0 | 20 | 20 |

ルール事前照会受付局(Authority for Advance Ruling)

9.9 非居住者(居住者のカテゴリーに入る者を含めて)の課税額に関する紛争防止のために、所得税法で事前照会スキームが定められている。Authority for Advance Ruling(AAR)は非居住者/居住者の申請に対してルールの査定をし、この査定は申請者・所得税局の双方を拘束するので、申請者は、所得税申告手続で発生する時間と費用のかかる訴訟を回避する事が出来る。

申請先は下記とする；

The Commissioner of Income-Tax Authority of Advance Rulings,

5th Floor, N.D.M.C. Building,
Yashwant Place, Satya Marg,
Chankyapuri,
New Delhi-110021

第 10 章 投資ガイダンスと促進(Investment Guidance and Facilitation)

投資ガイド

Secretariat for Industrial Assistance(SIA)

10.1 SIA が商工業省、産業振興政策局(DIPP-Dept. of Industrial Policy and Promotion) に設けられている。SIA は single window として、企業家支援、投資潤滑化、申請に対する政府決定の通知、プロジェクト樹立面での企業家・投資家支援、政府他機関及び州政府との連絡業務、プロジェクト遂行状況把握、を一元的に行なうことを目的としている。又、投資及び技術に関する政府政策の告示も行なう。

企業家への支援(Assistance to Entrepreneurs)

10.2 Public Relation & Complaint(PR&C)Section が投資決定に関する諸問題に就いて企業家を支援する。PR&C は、工業関係の諸認可 即ち、IEMs, Industrial Licences, Foreign Investment(NRIs), Foreign Technology Agreements, EHTP, STP スキーム、等諸認可に係わる全ての書面・申請書を受取り、コンピューター化した Reference 番号付き受理書を直ちに発行する。爾後 SIA との連絡はこの番号を引用のこと。又 PR&C は申請書が認可審議のどの過程にあるかの情報も提供する。(IEM - Industrial Entrepreneurs Memorandum)

Web Site (<http://dipp.gov.in>)

10.3 DIPPのwebsite「www.dipp.gov.in」が投資政策と手続、投資環境、州投資政策、公報、告示、Press Notes/Releasesを公示している。

ウェブサイトは下記を含んでいる；

- インドでの FDI—政策と手続—マニュアル (英/仏/独/西/韓/日/伊 7カ国語版あり)
- SIA News Letter (月刊)
- SIA 統計 (月刊)
- Press Notes, 告示と廃止
- Small Scale Industry 留保品目と NIC Codes (NIC National Industrial classification)
- Industry Policy Statements
- Latest Annual Report
- 知的財産権に関する情報
- SIA への申請書の位置状況
- 重要な諸法令

- 関係諸官庁事務所
- Profile of selected industrial sectors
- 関係他省庁 website への Link
- 全州及び全直轄領の website への Link
- 全ての申請書書式

工業分類令 (National Industrial Classification(NIC)Code)

10.4 FDI を含む全ての認可申請書には、全経済活動に於ける工業分類令 1987 年に基づいた活動表示が必要である。NIC 関連リストは DIPP website に掲載がある。

オンライン Chat と掲示板 サービス

10.5 All Working Days の 11:00–12:00、16:00–17:00 (インド時間) に on line Chat がウェブサイト開設され、投資家が FDI に関する諸質問を書き込めるようになっている。ウェブサイトは掲示板サービスも行なっている。投資家が on line chat を利用できない場合、掲示板宛に質問状を郵送すれば、24 時間内に回答送付の努力が為される。

他の諸認可について (Information about various other Clearances and Approvals)

10.6 FDI 許可に加え、会社登記、環境基準、土地取得、電力と給排水、等企業活動を始めるに当り諸認可取得手続きがある。

関連機関の詳細とそのウェブサイトは Annex-IV 参照のこと。

広 報 (Publications)

10.7 投資家の便の為、DIPP は下記広報を出し、随時更新している。

- a. FDI 政策と手続
- b. インドでの投資 – ビラ
- c. 外国投資家の為の戦略入門 – ビラ
- d. インドの税法 – ビラ
- e. インフラ部門での投資機会
- f. 州及び政府直轄地域での Single Window System
- g. FDI 政策に係る Press Note の要約

上記資料は SIA の PR&C Section、投資促進インフラ開発室 (Investment Promotion & Infrastructure Development Cell)、産業振興政策局、海外のインド代表部、出入手可能であり、又 ウェブサイト www.dipp.gov.in からダウンロードも可能である。

SIA News Letter

10.8 本 News Letter は月刊で、FDI/ NRI Investment/ 分野明細/ 国別明細、FDI 実績

ベース、当該月に発表された政策告示、に関するデータを基にした情報である。月刊広報はウェブサイト www.dipp.gov.in に掲載されている。

SIA Newsletter の年度版もあり、Controller of Publication, 1, Civil Lines, Delhi-110054 又は政府刊行物販売所で販売している。

SIA 統計資料

10.9 本資料も月刊である。Industrial Licences, Foreign Technical Collaboration, 等のデータ、産業界の 209 グループの生産量、及び当該月に発表された政府の政策、を記載している。SIA 統計資料年度版も Controller of Publication と政府刊行物販売所で販売されている。

投資促進 (Investment Facilitation)

海外投資支援局(Foreign Investment Implementation Authority(FIIA))

10.10 FDI 認可の迅速な下付と外国投資家が所定の諸認可取得を支援する為に FIIA が設けられた。高額 FDI 案件（1 件当たり 10 億ルピー以上の投資案件）の定期的レビューと問題点解決の為に 30 省庁に Fast Track 委員会が設けられている。

諸省庁の Fast Track 明細は <http://dipp.gov.in> に記載してあるし、当該ウェブサイトを通じて FIIA に接触可能である。

Foreign Investment Promotion Board (FIPB)

10.11 政府認可取得を要する FDI 案件を審議する為に FIPB がある。

再編成した FIPB は下記で組成されている；

- (1) Secretary, Department of Economic Affairs – Chairman
- (2) Secretary, department of Industrial Policy & Promotion – Member
- (3) Secretary, department of Commerce – Member
- (4) Secretary (Economic Relations), Ministry of External Affairs – Member
- (5) Secretary, Ministry of Overseas Indian Affairs – Member

苦情処理官 (Business Ombudsperson)

10.12 工業認可の遅延、下付遅延、に関する苦情の迅速な解決を図り、憤懣を聴取し、それらの円滑な処理、の為に商工業省内に苦情処理官を置き、商工業省の Additional Secretary と Financial Adviser が苦情処理官に任命されている (e-mail : nc@ub.nic.in)。

苦情担当官 兼 Joint Secretary (Grievances Officer-cum-Joint Secretary)

10.13 苦情と不満は、商工業省産業振興政策局の苦情担当官兼 **Joint secretary** 宛に郵便、又は **SIA—PR&C** の **mail box**、或は **Udyog Bhavan Gate No.12** の商工業省受付、でも受理される。この種連絡は迅速に処理され苦情解決が図られる。

Annexure 1 sector specific guidelines for foreign direct investment

(海外直接投資に関する分野別ガイドライン)

| Sector/Activity | FDI Cap/Equity | Entry Route | Other Conditions | Relavant Press Notes by D/o IPP www.dipp.gov.in 関連プレスノート |
|-----------------------------------|---------------------------------------|--------------------|---|--|
| 分野/活動内容 | FDI 上限/株式 | 申請ルート | その他条件 | |
| Airports Greenfield projects | 100% | Automatic | 航空省の分野別規制に従う www.civilaviation.nic.in | PN 4/2006 |
| Exisiting projects | 100% | FIPP beyond 74% | 同上 | PN 4/2006 |
| Air Transport Services | 49%-FDI 100%-for NRI investment | Automatic | 外国航空会社の直接・間接 の参加がないこと 印政府 Gazette 2.11.2004 | |
| Alcohol Distillation & Brewing | 100% | Automatic | 関連省庁のライセンス要 | PN 4/2006 |
| Asset Reconstruction Companies | 49%(only FDI) | FIPB | 一株主持分が ⁸ 10%超の場合、 財務省規制あり www.finmin.nic.in | |
| Atomic Minerals | 74% | FIPB | 原子力エネルギー省のガイド ライン、No. 8/(1)/97-PSU/1422 dated 6. 10. 98参照 | |
| Banking Private sector | 74%(FDI+FII) | Automatic | 外銀が支店/子会社設置 に関する RBI ガイドライン に沿うこと | PN 2/2004 |

| Sector/Activity | FDI Cap/Equity | Entry route | Other Conditions | Relavant Press Note |
|---|---|-------------|--|---------------------|
| Broadcasting FM Radio | FDI+FII investment upto 20% | FIPB | 情報省のガイドライン参照 www.rbi.org.in | PN 6/2005 |
| Cable network | 49% (FDI+FII) | FIPB | 情報省の Cable TV Network Rules(1994)参照 www.mib.nic.in | |
| Direct-To-Home | 49%(FDI+FII) Within this limit, FDI component not to exceed 20% | FIPB | 情報省ガイドライン参照 www.mib.nic.in | |
| Up-linking,HUB,etc hardware 開業 | 49%(FDI+FII) | FIPB | 情報省 UP-linking Policy 参照 www.mib.nic.in | — PN 1/2006 |
| Up-linking a News & Current Affairs TV Channel | 26% FDI+FII | FIPB | 情報省ガイドライン参照 www.mib.nic.in | PN 1/2006 |
| Up-linking & non- news & current Affairs TV Channel | 100% | FIPB | 情報省ガイドライン参照 www.mib.nic.in | |
| Cigars & Cigarettes Manufacture | 100% | FIPB | 工業法の Industrial License 取得条件 — | PN 4/2006 |

| Sector/Activity | FDI Cap/Equity | Entry route | Other Conditions | Relavant Press Notes |
|--|----------------|-------------|---|----------------------|
| Coal & Lignite mining for Captive consumption by Power Projects, and iron & steel , cement production and other eligible activities permitted under Coal Mines Act, 1973 | 100% | Automatic | subject to provision of <u>Coal Mines Act</u> | PN 4/2006 |
| Coffee & Rubber processing & warehousing | 100% | Automatic | | PN 4/2006 |
| Construction Development projects, incl. housing, commercial premises, resorts, educational institutions recreational facilities,city and regional level infrastructure,township | 100% | automatic | subject to conditions vide Press Note 2(2005 series) including; a) minimum capitalization of US\$10 mil for wholly owned subsidiaries and US\$5 mil for joint venture. The funds would have to be brought within six months of commencement of business of the Company. b) Minimum area to be developed under each project- 10 hectares in case of development of serviced housing plots; and built-up area of 50,000sq. Mts. In case of combination pro- | PN 2/2005 & PN2/2006 |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | | ject. Note: for investment by NRIs, the conditions mentioned in PN2/2005 are not applicable) | |
|--|--|--|---|--|

| Sector/Activity | FDI Cap/Equity | Entry route | Other Conditions | Relavant Press Notes |
|--|----------------|-------------|---|-----------------------|
| Courier services for carrying packages, parcels and other items which do not come within the ambit of Indian Post Act, 1898 | 100% | FIPB | subjet to existing laws and exclusion of activity relating to distribution of letter, which is exclusively reserved for The State www.indiapost.gov.in | PN 4/2001 |
| Defence production | 26% | FIPB | Subject to licensing under Industries Act,1951 and guidelines on FDI in production of arms & ammunition | PN 4/2001 & PN 2/2002 |
| Floriculture, Horticulture, Development of Seeds, Animal Husbandry, Pisciculture, aquaculture, cultivation of vegetables, mushrooms, under controlled conditions and services related to agro and allied sectors | 100% | Automatic | | PN 4/2006 |
| Hazardous chemicals, viz hydro- | 100% | Automatic | Subject to Industrial License under Industires | PN 4/2006 |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| cyanic acid and its derivatives; and phosgene and its derivatives; and isocyanates and di-isocyanates of hydrocarbon | | | ¥Act, 1951 and other sectoral regulations | |
|--|--|--|---|--|

| sector/Activity | FDI Cap/Equity | Entry route | Other Conditions | Relavant Press Note |
|--|----------------|-------------|--|-----------------------------------|
| Industrial explosive manufacture | 100% | Automatic | Subject to Industrial License under Industires Act,1951 and regulations under Explosives Act, 1898 | PN 4/2006 |
| Insurance | 26% | Automatic | sbjunct to licesing by the Insurance Regulatory & Development Authority www.irda.nic.in | PN 10/2000 |
| Investing company in infrastructure/ services sector (excl telecom sector) | 49% | FIPB | foreign investment in an investing company will not be counted towards sectoral cap in infrastructure/ services sector provided the investment is upto 49% and manaement of the company is in Indian hands | PN 2/2000 & PN 5/2005 |
| Mining comvering exploration and mining of diamonds & precious stanes; gold, sivler and minerals | 100% | Automatic | Subject to Mines & Mine- rals Act, 1957 www.mines.nic.in Press Note 18(1998)and Press Note1(2005) are not applicable for setting up | PN 2/2000 & PN 3/2005 & PN 4/2006 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | 100% owned subsidiaries in so far as the mining sector is concerned, subject to a declaration from the applicant that he has no existing joint venture for same area and/or particular mineral |
|--|--|--|--|

| Sector/Activity | FDI Cap/Equity | Entry route | Other Conditions | Relavant Press Notes |
|--|----------------|-------------|---|---------------------------------------|
| Non Banking Finance Companies– approved activities Merchant banking Underwriting Portfolio Management Services Investment Advisory Services Financial Consultancy Stock Broking Asse Management Venture Capital Csutodial Services Factoring Credit Refernce Agencies Credit Rating Agencies Leasing & Finance Housing Finance | 100% | Automatic | Subject to: a)minimum capitalization norms for fund based NBFCs–US\$5mil to be brought upfront for FDI above 51%and upto 75%; and US\$50 mil out of which US\$7.5 mil to be to be brought the balance in 24 months for FDI beyond 75% and upto 100% b)minimum capitalization norms for non–fund based NBFC activities– US\$0.5 mil. c)foreign investors can set up 100% operating subsidiaries without condition to disinvest minimum of 25 % of its equity to Indian Secretary 50 mil without any restriction on number | PN 2/2000 PN 6/2000 & PN 2/2001 |

| | | | |
|---|--|--|--|
| Forex Broking Credit card Forex Broking Money changing business Micro credit Rural credit | | | operating subsidiaries without bringing additional capital. d) joint venture operating NBFCs that have 75% or less than 75% foreign investment will also be allowed to set up subsidiaries for undertaking other NBFC activities subject to subsidiaries also compliance with guidelines of the RBI |
|---|--|--|--|

| Sector/Activity | FDI Cap/Equity | Entry route | Other conditions | Relvant Press Note |
|---|--|--|---|-----------------------|
| Petroleum & Natural Gas sector Other than Refining and incl market study and formulation; setting up infrastructure for marketing in Petroleum & Natural Gas sector. | 100% | Automatic | Subject to sectoral regulations by 石油・ガス省; and in case of actual trading and marketing of petroleum products, divestment of 26% equity in favour of Indian partner/public within 5 years. www.petroleum.nic.in | PN 1/2004 & PN 4/2006 |
| Refining | 26% in case of PSUs 100% in case of Private companies | FIPB(in case PSU) Automatic (in case private) | subject to Sectoral policy www. Petroleum.nic.in | PN 2/2000 |

| | | | | |
|--|------|-----------|--|---------------------------------------|
| Print Media Publishing of newspaper and periodicals dealing with news and current affairs | 26% | FIPB | 情報省ガイドラインに沿うこと www..mib.nic.in | |
| Publishing of scientific magazines/specialty journals periodicals | 100% | FIPB | 情報省ガイドラインに沿うこと www..mib.nic.in | PN 1/2004 |
| Power including generation(excp Atomic energy); transmission, distribution and Power Trading | 100% | Automatic | Subject provision of the Electricity Act, 2003 www.powermini.nic.in | PN 2/1998 PN 7/2000 & PN 4/2006 |

| Sector/Activity | FDI Cap/Equity | Entry route | Other Conditions | Relavant Press Note |
|--|---|--|---|------------------------|
| Tea Sector, incl tea plantation | 100% | FIPB | subject to divestment of 26% equity in favour of Indian partner/Indian public within 5 years and prior approval of State Govt for change in land use. | PN 6/2002 |
| Telecommunication Basic and cellular, Unified Access Services,National/ International Long Distance, V-Sat, Public Movbile | 74% (incl FDI,FII,NRI FCCBs, ADRs, GDRs,converti- ble preference shares, and | Automatic upto 49% FIPB beyond 49% | Subject to guidelines notified in the Series | PN 5/2005 PN 5/2005 |

| | | | | |
|---|--|---------------------------------------|---|-----------|
| Radio Trunked Services(PMRTS) Global Mobile Personal Communications Services (GMPCS)and other value added telecom services | proportinate foreign equity in Indian pro- iInvesting Co. | | | |
| ISP with gateways, radio-paging, end-to-end bandwidth | 74% | Automatic upto 49% FIPB beyond 49% | Subject to licensing and security requirements notified by Dept. of Tele-communications www.dotindia.com | PN 4/2001 |

| Sector/Activity | FDI Cap/Equity | Entry route | Other conditions | Relavant Press Note |
|---|----------------|---------------------------------------|---|---------------------|
| ISP without gate- way,infrastructure provider providing dark fibre,electro- nic mail and voice mail | 100% | Automatic upto 49% FIPB beyond 49% | subject to the condition that such companies shall divest 26% of their equity in favour of Indian public in 5 years, if these com- panies are listed in other parts of the world. Also subject ot licensing and security requirements, where required | PN 9/2000 |
| Manufacture of telecom wequip- ments | 100% | Automatic | Sbuject to sectoral requi- rements. Www.dotindia.com | PN 2/2000 |
| Trading Wholesale/cash & carry trading | 100% | Automatic | subject to guidelines for FDI in trading issued by | PN 4/2006 |

| | | | |
|---|------|-----------|---|
| | | | Dept of Industrial Policy & Promotion vide Press Note 3 (2006 series) |
| Trading for exports | 100% | Automatic | |
| Trading of items sourced from small scale sector | 100% | FIPB | |
| Test marketing of such items for which a company has approval for manufacture | 100% | FIPB | |

| Sector/Activity | FDI Cap/Equity | Entry route | Other conditions | Relavant Press Note |
|--|----------------|-------------|---|---------------------------------------|
| Single Brand product retailing | 51% | FIPB | | |
| Satillites- Establishment and operation | 74% | FIPB | Subject to Sectoral guidelines issued by Dept of Space/ISRO www.isro.org — | |
| Special Economic Zones and Free Trade Warehousing Zones covering setting up of these Zones and setting up units in the Zones | 100% | Automatic | Subject to Special Economic Zones Act,2005 and Foreign Trade Policy www.sezindia.nic.in | PN 9/2000 PN 2/2006 & PN 4/2006 |

Annexure 2 FDI permitted in various sectors/activities

直接投資の分野別最高出資比率

1. FDI Prohibited

- ① 小売業 (除、Single Brand Product retailing)
- ② 原子力
- ③ 富籤
- ④ 賭博

2. FDI up to 26% allowed

- ① Broadcasting
 - (a) FM Radio - FDI+FII upto 26%, 情報省ガイドラインに沿った政府事前許可条件
 - (b) ニュース及びTVチャンネル案内の Uplinking – upto 26% (FDI+FII) ,FIPB の事前認可条件
- ② 活字メディア：新聞，定期刊行物出版 – 政府事前許可で FDI 26%
- ③ 防衛産業 – 政府事前許可で FDI 26%
- ④ 保険 – 外資(FDI + FII) 26%迄自動承認
- ⑤ 石油及び天然ガス分野 – 公共機関の精製業に対し Upto26%参加， FIPB の事前認可条件

3. FDI up to 49% allowed

- ① 放送
 - a. up-linking、Hub、などハードウェア設置は、up-linkigPolicy に沿った政府事前許可で FDI+FII 49%
 - b. Cable network – Cable Network Rules(1994)に基づく政府事前許可で外資 (FDI+FII) 49%
 - c. DTH – 政府事前許可で外資(FDI+FII)49%、但し、FDI 20%迄
- ② 国内航空 及び航空貨物 – 他国航空会社の直接間接関与なしで、49%迄自動承認
- ③ 電気通信 – 固定、携帯電話、は FDI 49%迄自動承認。49-74%は FIPB 承認を要す。外資は FDI, FII, NRI, FCCBs, ADRs, GDRs 転換社債、Indian promoter/ investing company の持株を言う
- ④ インフラ/ サービス分野の投資会社 – 政府事前許可で FDI 49%迄
- ⑤ 資産再建会社 – upto 49%(only FDI), FIPB 事前承認条件

4. FDI up to 74% allowed

- ① 飛行場開発 – 74%迄は自動承認、74%超は政府事前承認
- ② gateways, radio-paging, end-to-end 帯域の ISP – FDI 74%迄、但し 49%超 FDI は政府事前許可
- ③ 衛星設置と運営 – 政府事前許可で FDI 74%迄
- ④ 原子力用鉱物 – 政府事前許可で FDI 74%迄
- ⑤ 民間銀行 – 外資(FDI+FII)74%迄自動承認
- ⑥ Single brand retailing – 政府事前許可で 51%迄

5. FDI up to 100% allowed subject to conditions

- ① 空港開発 – FDI 74%超は、航空省許可要
- ② 大量消費用石炭及び褐炭探査 – Coa Mines(Nationalization)Act,1973 に沿っておれば、FDI 100%自動承認
- ③ 石油部門 – 市場及び配合 (Formulation) 調査、投資、金融は政府事前許可。5年以内に持株の最低 26%をインド市場に放出のこと
- ④ Trading : 現金払い店頭卸と輸出取引は DIPP ガイドラインに基づき自動承認
- ⑤ Trading : 政府承認条件で SSI 分野からの商品の取扱い
- ⑥ Trading : 製造に関し政府承認を得た当該品目のテストマーケティング
- ⑦ クーリエ・サービス – 政府事前許可、Indian Post Office Act ,1898 規定領域に抵触しないこと、現行諸法令及び州政府のみに留保されている郵便配達業務に抵触しないこと
- ⑧ Tea 部門, 含 tea plantation – 政府事前許可と 5年以内に株式 26%放出条件
- ⑨ ノンバンク金融機関 – FDI 100%迄自動承認、但し最低資本額規程あり
- ⑩ gateway 無し ISP、dark fibre 提供のインフラ・プロバイダー、e-mail、voice mail – FDI 49%迄は自動承認であり、49%超 100%迄は FIPB 認可を要し、FDI 会社が他国で上場企業の場合持株の 26%を 5年以内にインド市場に放出のこと
- ⑪ 国内航空 – NRI 投資は 100%迄自動承認、但し外国航空会社の直接間接関与が無いこと
- ⑫ Power Trading – Electricity Act, 2003 の下諸規制遵守条件で 100%迄
- ⑬ Cigars & Cigarettes – FIPB 事前承認及び Industries (Development & Regulation)Act,1951 に基づく Industrial License 取得条件で 100%まで
- ⑭ Alcohol distillation and brewing – 関連当局のライセンス取得条件で FDI 100%自動承認

Annexure 3 Press Notes issued during 2005 & 2006

Press Note No.1 (2005) : Guidelines pertaining to approval of foreign/technical collaborations under automatic route with previous/tie-up in India

1. インドに於いて 同じ分野又は関連分野で既に合弁会社、技術移転、トレードマーク契約を有する外国企業の Foreign investment/technical collaboration に関する新規申込に対する政府承認を規定している Press Note 18(1998 series)を見直してきた。

2. 外国投資/技術提携に関する新規申込は、下記ガイドラインの如く分野別政策に沿うものは今後自動承認である。

i) 外国投資家が同分野に合弁会社又は技術提携/トレードマーク契約を有する場合は、政府の事前承認を要する。新規申込は既存の合弁会社、技術/トレードマーク契約先、或は先方の株主、に被害を及ぼさないという点を政府に納得させる正当性の挙証責任を新規申込の投資家・技術提供者・インド側パートナーが負う。

ii) 同じ分野に既存合弁会社、技術提携/トレードマーク契約があっても、下記の場合は政府承認は不要；

a. SEBI に登録済み Venture Capital Fund が投資する場合、

b. 既存合弁会社の外国側又はインド側のどちらかの出資率が 3%以下の場合、

c. 既存合弁会社又は企業が機能不能或は Sick の場合、

iii) 本 Press Note の日付以降成立する合弁会社は、合弁当事者の 1 人が同じ活動分野で他に合弁会社を設立或は子会社設立を希望する場合に他の当事者の利益擁護の為、合弁契約書に「conflict of interest—利益相反」 clause を挿入すること。

3. 本ガイドラインは即時有効とする。

Press Note No. 2 (2005) : Guidelines for FDI in development of Townships, Housing, Built-up infrastructure and Construction-development projects

経済発展、雇用創設、住宅供給とインフラ構築、の手法として工業団地、住宅建設、インフラ構築開発プロジェクトへの投資を円滑ならしめる観点から、政府は当該分野（住居、商業建物、ホテル、リゾート、病院、教育機関、リクリエーション設備、都市及び地域インフラ、を含む）への 100%FDI を自動承認で認めるべく Press Note No. 2(2005 series)を出した。但し、下記ガイドラインに沿うこと。

a. 各プロジェクトの被開発最小面積は下記のこと：

i) 住居区開発は最小 10 ヘクタール

ii) 開発建設プロジェクトの場合、最小面積は 50,000 平方メートル

- iii) 複合開発プロジェクトは、上述 2 条件の何れかを満たすこと
- b. 投資は更に下記条件に合致すること
 - i) 開発会社が投資家の完全子会社の場合最小資本金は US\$1000 万、インド側パートナーとの合弁会社の場合最小資本金 US\$500 万。資本金は開発会社の活動開始から 6 ヶ月内にインド国内に持込むこと。
 - ii) 規定最小資本金構築後、3 年間は投下資本の国外持出しは不可。但し、FIPB の事前許可があれば持出し可。
- c. 開発関連諸手続き完了後、5 年以内にプロジェクトの 50%を達成のこと。開発業者は未開発土地を売却してはならない。未開発土地とは、諸法令が定める道路、給水、街灯、排水、下水などの設備未完の土地を言う。開発業者はこれらインフラの整え、地域の所管当局のインフラ完備証明書取得後開発地を住居区として販売すること。
- d. プロジェクトは、土地利用時の諸要件とコミュニティの快適さと共有設備に関する規定を含む、ビル・コントロール規定・準則・規定、及び州政府、市、町村の諸規定などが定める規格と標準に合致すること。
- e. 開発業者は、建物、レイアウト・プラン、内外周地域開発、インフラ設備、開発付随支払、外部開発及び州政府、市町村が定める該当規則/準則/規定が示す諸要件を含む、所要諸認可を取得しなければならない。
- f. 建物及び開発計画の認可担当機関である州政府・市町村機関は上述諸条件への適応状況を開発業者から聴聞する。

2001 年 5 月 21 日付け Press Note 4(2001 series)の Paragraph(iv)、及び 2002 年 1 月 4 日付け Press Note 3(2002 series)は有効である。

Press Note No. 3(2005) : Clarification regarding Guidelines pertaining to approval of foreign/technical collaborations under the automatic route with previous/tie-up in India

1. 2005 年 1 月 12 日付け Press Note 1 (2005 series)で、政府は既存の合弁/提携先を有する外国企業が新規合弁/提携を自動承認制で行なおうとする場合の承認ガイドラインを告知した。当該ガイドラインによれば、同分野での新規合弁/提携であれば政府の事前承認が必要とされる。
2. 同分野とは Press Note 10(1999 series)が 4 digit National Industrial Classification (NIC)1987 Code として定義している。Press Note 1 (2005 series) 告知に於いても、同分野の定義は 4 digit NIC 1987Code が有効である。
3. 情報技術分野に於けるマルチナショナル金融機関からの新規申込 及び鉱業分野における同分野・同種鉱物の新規申込は Press Note 18 (1998 Series), Press Note 8 (2000), Press Note 1 (2001)及び Press Note 2(2000) の対象外とされていたし、この分野での新

規投資申込は Press Note 1 (2005) の対象外とする。

4. Press Note 1 (2005) ガイドラインの paragraph 2(i)は 外国企業が同分野で既存合弁会社、技術/トレードマーク契約を有する場合にのみ当該外国企業は政府の事前承認取得が必要と明示している。但し、Press Note 1 (2005) の paragraph 2(iii) は有効。
5. 曖昧さ払拭の為繰り返すが、上述 Press Note 告知の日 即ち 2005 年 1 月 12 日に存在していた合弁会社、技術/トレードマーク契約は、Press Note 1 (2005)が対象として挙げる合弁会社、技術/トレードマーク契約である。

Press Note No. 4 (2005) : Revised guidelines for conversion of NRI investment into repatriable equity

1. Press Note 4 (2001 series) 参照、NRI が非償還条件で外貨投資をした場合、それが海外償還禁止になっているルピー・アカウントからの投資であっても全償還が認められる。
2. 海外償還可能株式への NRI 投資の転換申請は今後 FIPB が審査する。その手続は政府の自由化諸政策を反映しつつ検討されてきた。
3. Press Note 4 (2001 series) により、非償還株式を償還株式への転換申請は自動承認ルートで受理される、但し ;
 - (a) NRI による原投資が FDI Scheme(Schedule I of FEMA Regulations 20/2000 dated May 3, 2000)の下で外貨で為されたものであること ;そして
 - (b) 償還株式への転換申請をする原投資分野/活動内容が、自動承認 FDI になっているものであること。

Press Note No. 5 (2005) : Enhancement of FDI ceiling from 49% to 74% in Telecom sector

1. FDI 制度の自由化方針の遂行の一環として、ある種の Telecom Services (例えば、Basic, Cellular, Unified Access Services, National/International Long Distance, V-Sat, Public Mobile Radio Trunked Services-PMRTS, Global Mobile Personal Communications Services-GMPCS, and other value added services) への FDI 上限を 49%から 74%に引上げが決定した。但し、下記条件とする ;
 - A. 外国側総持株、FII, NRI, Foreign Currency Convertible Bonds(FCCBs), American Depository Receipts(ADRs), Global Depository Receipts(GDRs), convertible preference shares, インドの投資会社に於ける外資持分、などは爾後 FDI と呼ばれ、FDI は 74%を超えてはならない。斯様に、直接・間接、営業会社・持株会社、を問わ

ず FDI 上限は 74%、即ち 26%はインド市民又はインド会社（FDI が 49%を超えず、且つインド人 owner がマネージするインド会社）に保有されなければならない。

このインド会社の外資持株比率も 74%上限算出要素に組入れる*。

*（訳者注：FDI 70%、インド会社 30%、このインド会社が外資との合弁会社で、外資持株比率が 30%、と仮定すると 外資総合計 79%になり抵触する）
然しながら、インドの public setor banks 及び public sector financial institutions 出の外国持分は「Indian holding」扱いとする。

このようなインド会社外国持分を示し、FDI は半年ベースで 74%の上限内であることを証明するライセンスを要する。

- B. ライセンスは、会長、Managing Director, Chief Executive Office (CEO)を含む取締役の過半数がインド市民(resident Indian citizens)であることを求めている。
インド市民からこれら取締役選出するに際し、G(ii)で規定されている Serious Indian investors と相談すること。
- C. Share Holder Agreement(SHA)は Chairman, Managing Director, CEO を含む取締役過半数はインド市民から選出と特別に規定しなければならず、又ライセンス・アグリメント遵守も規定すること
- D. FDI49%までは自動承認である。FDI が Licensee 会社/Indian promoters/investment 会社絡みで上限 74%規定に該当する場合は FIPB の認可を要する。認可に際し、FIPB は投資が非友好国からではないことを審査する。
- E. FIPB の認可はライセンス・アグリメント遵守を規定する。
- F. FDI はインド法のみが準拠法である。
- G. 通信省 (Dept. of Telecommunications DoT) は上述及び下記条件を要求する、ライセンスの条件は適宜変更あるものとする。
- (i) ライセンスには、特殊状況下においてライセンス取得者にライセンス放棄を求め得ると言う留保条項が付着している。
- (ii) 少なくとも一名の serious resident Indian promoter(篤実なインド人発起人)がインド市民株主の適切な出資を確保する観点から、serious resident Indian promoter はライセンス取得会社の株式を少なくとも 10%保有すること。
- (iii) 会社は基本定款 (Memorandum of Association) でライセンス協定遵守を謳わなければならない。ライセンス協定に対する背反は会社の事業継続不能を齎す。ライセンス遵守義務は付属定款 (Articles of Association) の一部を構成すること。
- (iv) Chief Technical Officer(CTO)/Chief Finance Officer(CFO)はインド市民(resident Indian citizens)であること。Licensor/DoT はインド市民によって占められる主要役職状況を吟味できる。
- (v) 会社は下記をインド国外の如何なる人物、如何なる場所にも移転してはならない。
- a) 株式予約に関する経理情報 (except for roaming/billing) (注：法令規定の財務報

告を規制するものではない)。

- b) user information (except pertaining to foreign subscribers using Indian Operator's network while roaming);
- c) infrastructure/network 図表の詳細。但し、ライセンス取得会社と守秘契約を取交してインフラ（施設）を据付、組立などを行なう機器サプライヤー・製造業者名は規制対象外。
- (vi) インド国外のサービス・プロバイダーと roaming 協定を締結する場合、会社はそれらユーザー(subscribers)のリストを整えなければならない(電話番号、外国のユーザーの場合 使用している Indian Operator's network)
- (vii) 会社はユーザーの追跡可能な身元記録を整えること。外国会社の roaming subscriber の場合、roaming 協定で外国会社から roming subscriber の身元記録を入手すること。
- (viii) インド国内のユーザーからインド国内のユーザーへの交信 (mobile and landline) は国外に漏らされてはならない。
- (ix) Remote Access(RA)は国外の機器メーカー或は機関に保守/修理に出してはならない。然し、RA が長期に亘り主要ネットワークの機能不全をきたす重大なソフトウェア故障(例えば、boot-up 故障)の場合は国外に出すことが認められる。但し、下記条件とする。
 - a) RA が修理に国外に出される時、政府情報局に連絡
 - b) RA password は限定期間のものであり、且つ Original Equipment Manufacture (OEM) Vendors の事前承認場所からのアクセス用であり、保守・修理中の機器用であること。
 - c) RA 管理、データの活性化・転送・終了などは国内で行い、海外では不可。
 - d) 政府機関が、on line monitoring の措置を記録する為に全面協力する。
 - e) monitoring をする機器又はソフトウェアは如何なる事情に於いても remoto access することは認められない。
 - f) DoT が、重大なるソフトウェア故障、ネットワークの主要部分、長期使用、に関して判断する。
- (x) 国家安全の観点から、ライセンス取得会社の微妙な分野での活動を規制する権限を DoT は保持する。
 - (x i) プライバシー保護の為に、monitoring は内務省次官又は州政府/直轄地の内務省次官の権限に属する。
 - (x ii) monitoring 交信の為に、ライセンス取得会社は自社ネットワークへの blind access と他機能及び帳簿をセキュリティー機関に提供しなければならない。
 - (x iii) G 項記載のライセンス条件を遵守できない場合、取得されたライセンスはキャンセルと看做され、performance bank guarantee をライセンス授与者側(政府)が

現金化し、授与者側は会社の損失に一切関知しない。

2. 上述パラグラフ 1. の条件は FDI 49%上限で telecom サービスを運営中の既存会社にも適用される。
3. 「investment companies」に関する、Dept of Industrial Policy and Promotion が 2000 年 2 月 11 日付け Press Note 2 (2000 series)で告示した FDI 政策の関連諸規定は telecom sector には爾後適用しない。
4. 本告示の告示日から 4ヶ月間を、パラグラフ 1. の telecom サービスを行なっている既存ライセンス取得会社が上述条件への適応を図る猶予期間とする。この期間中にライセンス取得会社は、ライセンス授与者に条件（規定）を無条件で遵守する旨書面提出を要する。
5. Dept of Industrial Policy & Promotion が出した Press Note 15 (1998 series)及び Press Note 2 (2000 series)は上述の条件に修正されたものとする。

Press Note No. 6 (2005) : FDI in Terrestrial Broadcasting FM

1. Foreign Exchange Management Regulation,2000(Transfer or Issue of Security by a Person resident outside India)の下、証券投資スキームは陸上放送への外国証券投資 20% までを認めていたが、FDI の参加は禁止されていた。
2. インド政府は、受発信の質向上で 地方の参加と雇用創設を促進し、地方色のあるプログラムで全インドラジオ放送の努力をする民間諸機関を通じた FM ラジオ放送サービス拡大計画の Phase II を最近発表した。
3. 政府は FM ラジオ放送サービスに対する外国投資 (FDI,NRI,PIO,及び証券投資を含む) を 20%まで認めることを決定した。但し、情報通信省の FM ラジオ放送局設置許可条件としての規定に沿うこと。

Press Note No. 01 (2006 Series) : Foreign Direct Investment (FDI) in Up-linking of TV Channels

1. Hardware, Up-linking, HUB などの設置への FDI は 49%まで認められている。但し、放送諸法と規定に従い、情報省 (Ministry of Information & Broadcasting) が出している Up-linking ガイドラインに沿うこと。
2. Up-linking に関する 2005 年 12 月 2 日付け修正ガイドラインの下、政府は TV Channels の Up-linking 分野での FDI を下記の如く認める決定をした；

- a) Up-linking HUB/Teleports の設置で、政府の事前承認で FDI49%までを認める。
 - b) Non-News & Current Affairs TV Channel の Up-linking は政府事前承認で FDI 100%まで認められる。
 - c) News & Current Affairs TV Channels の Up-linking に対する FDI(FII 含む)は政府の事前承認で 26%まで認められる。但し、FII/NRI deposit の形での証券投資は SEBI Regulation,1997(substantial Acquisition of Shares and Takeovers)で規定されている FDI 投資家達との「persons acting in concert—協調」でないこと。Up-link を認可された会社は決算期ごとに Company Secretary を通じてこの政府規定遵守を明記すること。
被認可会社の外資持株計算においては、当該被認可会社の持株会社（インド会社）への外資部分も pro-rata basis で計算して当該被認可会社の外資持株を算出すること。
3月31日時点での当該被認可会社に対する間接的な FII 持分も pro-rata の対象になる。
3. TV Channel Up-linking への FDI は、情報省が折々に出す Up-linking Policy に従うこと。

Press Note No. 2 (2006 Series) : Clarification regarding Foreign Direct Investment(FDI) in townships, housing, built-up infrastructure and construction-development projects

1. 政府は、2,005年3月2日付け Press Note 2 (2005 Series)で、township, housing, built-up infrastructure and construction-development (市街地、住居、ビルディング、建設開発プロジェクト)に関する FDI について告示している。他の分野、例えば Special Economic Zones, Hotels, Hospitals などに関してガイドライン明確化の要望を受けている。
2. 本 Press Note 発布前の政策に照らして事情を考慮してきた。
ホテル及び tourism 分野は Press Note 4 (2001 series)で、病院は Press Note 2 (2000 series)で、FDI 100%が自動承認とされている。SEZ は別途 Special Economic Zone Act, 2005 により規定されている。
3. 以前の Press Note 2 (2005 series)は SEZ には適用されない。又ホテルや病院の建設・運営にも適用されないが、Press Note 4 (2001 series)及び Press Note 2 (2000 series)がそれぞれ適用される。

Press Note 3 (2006 Series) : guidelines for FDI in Retail Trade of “Single Brand” Products

1. Single Brand products の小売に関し事前承認条件で FDI 51%まで認めることを政府は決定した。これは、なかんずく生産とマーケティングでの投資に魅力を持たせること、

消費者に対するその種商品の供給改善、インドからの商品多様性促進と国際的なデザイン、実践的な技術と管理に接することでインド企業の競争力強化、を狙ったものである。

2. **Single Brand products** 小売業は FDI 51%までとする。但し、下記条件がある；
 - i. 販売対象商品(products)は **Single Brand** のみ
 - ii. 商品は国際的 **brand** で販売すること
 - iii. **Single Brand** 製品小売は、ブランドで生産された商品に限る。
3. FDI は事前承認で認められる。**Single Brand** 商品の小売許可申請は **Dept of Industrial Policy & Promotion** の **SIA(Secretariat for Industrial Assistance)**宛とする。申請書は **Single Brand** で販売する商品とそのカテゴリーを明記のこと。
4. 申請書は、販売予定商品がガイドラインを充たしているか否か **Dept of Industrial Policy & Promotion** が検討し、しかる後 **FIPB** の検討に回付される。
5. 当該ガイドラインは即時有効とする。

Press Note No. 4 (2006 Series) : Rationalisation of the FDI Policy

1. FDI のポリシーは絶えず再検討されており、ポリシーの妥当性/自由化及び手続簡素化に関し折々に告示した。
2. 政府は **FDI Policy** を更に検討し、下記のように決定した；
 - a. 下記分野に自動承認で **FDI 100%**まで認める、
 - i. アルコール飲料の蒸留及び醸造
 - ii. 産業用爆薬製造
 - iii. 危険化学品
 - iv. 都市部から **25 k** 以内に製造業が立地する場合 工業法 **1951** の規定で工業ライセンス取得を要したが、この製造業
 - v. **Greenfield** 空港プロジェクト
(注、**greenfield** : area of land that has not yet had buildings on it, but for which building development may be planned)
 - vi. 天然ガス/LNG パイプライン敷設、市場調査及び石油・天然ガス分野への投資資金調達・投資
 - vii. 卸売りと輸出業務
 - b. 下記について、FDI 上限を **100%**にし、自動承認とする；
 - i. 大量消費用石炭と褐炭
 - ii. 石油と天然ガス分野のマーケティング関連の施設設置
 - iii. ダイヤモンド及び貴石の探鉱と採掘

- c. FDI 100%を自動承認するもの；
 - i. 電力取引、ただし Electricity Act, 2003 関連法規に沿うこと
 - ii. 珈琲およびゴムの加工業と貯蔵業
 - d. Single Brand products の小売業は政府事前承認条件で FDI 51%まで認可のガイドライン詳細は Press Note 3 (2006 series)で告示されている。
 - e. SEBI (株式大規模取得と買収) 規則が関連し、RBI/SEBI(株式大規模取得と買収) 規則/保険管理庁 (Insurance Regulatory & Development Authority) の許可が必要とされる居住者から非居住者への株式譲渡は自動承認とする。
これを以って、居住者から非居住者への株式譲渡、既存会社の株式所得を含む、は自動承認にする、但し、FDI の分野別ポリシーに従うこと。
 - f. B2B e-Commerce に於いては、外国投資の 26%の放出が求められる。
3. 自動承認制での FDI/NRI 投資に対しては分野別規制/ライセンス必要制度は継続有効。
4. 諸分野/活動内容に適用される FDI 政策と規制の要点は Annex に在る。

Annex to Press Note 4 (2006 Series) : Policy on FDI

A. FDI 禁止分野

- i. 小売業 (Single Brand Products 小売 を除く)
- ii. 原子力エネルギー
- iii. 富籤
- iv. ギャンブル及び賭博

B. FDI が政府の事前承認が求められるのは活動内容/分野が下記状況のもの；

- i. Press Note 1 (2005)が関連するもの
- ii. Small Scale 分野に留保されている品目の製造で外国投資 24%以上の場合
- iii. 分野/活動内容リストに列記されてないものについて、FDI は自動承認で 100%まで認められる、但し分野に於ける諸規制が適用される。
- iv. FDI に対する分野規定

Annexure 4 details of selected agencies/departments involved with various clearances/approvals and their web-site

許認可関係官公庁リストとウェブサイト

| 担当認可項目 | 関連政府省庁 | ウェブサイト |
|--|---|---|
| Industrial Entrepreneur Memorandum for delicensed industries | Department of Industrial Policy & Promotion | http://dipp.gov.in |
| Approval for Industrial License/ Carry-on-business License | Department of Industrial Policy & Promotion | http://dipp.gov.in |
| Approval for Technology Transfer (1) Automatic route (2) Government approval(FIPB) | Reserve Bank of India Department of Economic Affairs | http://www.rbi.org.in http://finmin.nic.in |
| Approval for Financial Collaboration (1) Automatic route (2) Government approval | Reserve Bank of India Dept. of Economic Affairs | http://www.rbi.org.in http://finmin.nic.in |
| Approval of Industrial Park (1) Automatic route (2) Non-Automatic route (Empowered Committee) | Dept. of Industrial Policy & Promotion | http://dipp.gov.in |
| Registration as a company & Certificate of commencement of Business | Dept. of Company Affairs (registrar of Companies) | http://dca.gov.in |
| Matters relating to FDI Policy & its promotion and facilitation as also promotion and facilitation of investment by NRIs | Dept of Industrial Policy & Promotion | http://dipp.gov.in |
| Matters relating to Foreign Exchange | Reserve Bank of India | http://www.rbi.org.in |
| Matters relating to Taxation Matters relating to Direct | Dept. of Revenue Central Board of Direct | http://finmin.nic.in http://incometaxindia. |

| | | |
|--|--|---|
| Taxation Matters relating to Excise & Customs | Taxes Central Board of Excise & custom | gov.in http://www.cbec.gov.in |
| Matters relating to Industrial Relations | Ministry of Labour | http://labour.nic.in |
| Import of Goods | Directorate General of Foreign Trade | http://dgft.delhi.nic.in |
| Matter relating to Environment & Forest clearance | Ministry of Environment and Forests | http://envfor.nic.in |
| Overseas investment by Indians | Ministry of Overseas Affairs | http://iic.nic.in |
| Allotment of land/Shed in Indust- rial areas, acquisition of land, change in land use, approval of building plan, release of water connection etc. | Depts. Concerned of State Governments | Web site address of the state/UT is given at Annexure-12 |

Anexure 5**address for filing applicaton etc**

| Sl No. Application for | Address for filing |
|---|--|
| 1. Industrial Licence/COB Licence | PR&C Section, SIA, Dept. of Industrial Policy & Promotion, Ministry of Commerce & Industry, Udyog Bhavan, New Delhi-11, India |
| 2. IEM | PR&C Sec., SIA, Dept. of Industrial Policy & Promotion, Ministry of Commerce & Industry, Udyog Bhavan, New Delhi-11 |
| 3. Monthly Production Returns | Jt.director, Industrial statistics Unit(ISU), Dept. of Industrial Policy & Promotion, Room No.326, Udyog Bhavan, New Delhi-11 Fax : 011-23014564 E-Mail : vishu@ub.nic.in |
| 4. FDI Application with NRI Investment & 100% EOU | PR&C Sec., SIA, Dept. of Industrial Policy & Promotion, Ministry of Commerce & Industry, Udyog Bhavan, New Delhi-11 |
| 5. Foreign Technology Agreement under Government Aproval | Project Approval Board, SIA, Dept. of Industrial Policy & Promotion, Ministry of Commerce & Industry, Udyog Bhavan, New Delhi-11 |
| 6. Approval for Industrial Park, Model Town/Growth Centre under Government Approval | PR&C Sec., SIA, Dept. of Industrial Policy & Promotion, Ministry of Commerce & Industry, Udyog Bhavan, New Delhi-11 |
| 7. FDI under automatic route | Regional Office concerned of RBI (Addresses are Available at RBI website) |
| 8. FDI application under Government route | FIPB Unit, Dept. of Economic Affairs, Ministry of Finance, North Block, New Delhi-110001 |
| 9. For Registration and Incorporation of company | Registrar of Companies, Ministry of Company Affairs, B Block, 2 nd Floor, Paryavaran Bhavan, CGO complex, New Delhi-110003 |
| 10. For setting up Liaison/Project/Branch office of a foreign company | RBI.Central Office, Foreign Investment Division, Shaheed Bhagat Singh Road, Mumbai-400001 |

Annexure 6 contact addressed

Contact Addresses

Joint Secretary (Secretariat for Industrial Assistance)

Tel 011-23062983

Fax 011-23061034

E-mail : dipp_sia@ub.nic.in

Director

(FDI Policy, 100% EOUs & NRI Investment, Single Brand Product Relating)

Tel 011-23063196

Fax 011-23063345

E-mail : gouri.ysingh@nic.in

Director

(Investment Promotion & FILA)

Tel 011-23063596

Fax 011-23062626

E-mail : rugmini.p@nic.in

Deputy Secretary

(Industrial Licensing & Technology Collaboration)

Tel 011-23063554

Fax 011-23062626

E-mail : plkain@nic.in

Public Relations Officers

(Entrepreneurs Assistance Unit SIA)

Udyog Bhava, New Delhi-110011

Tel 011-23063088

Fax 011-23062626

E-mail : tc_sharma@nic.in

インド概観

- ・ インドは議会制政府を構成する州の連合体である
- ・ 国土は 329 万平方キロ
- ・ 海岸線：本土、Lakshadweep 諸島、Andaman & Nicobar 諸島を結ぶ線
- ・ 首都は New Delhi
- ・ 人口は 10 億 28 百万（2001 年 3 月 1 日現在）
- ・ 国土の多くは気温が摂氏 10-40 度の熱帯性気候
- ・ 標準時間はグリニッチ標準時間 + 5 時間半
- ・ 識字率 国平均 64.84%, 男性 75.26% 女性 53, 67%（2001 年 3 月 1 日現在）
- ・ 環境国際協定 リオ環境開発宣言、Cartagena 生物安全議定書、京都議定書（気候変化に関する国連枠組み）、WTA、硫黄ガス放射・酸化窒素、に対する LRTAP へのヘルシンキ議定書(VOCs 議定書)、
- ・ 主要国際空港は New Delhi, Mumbai, Chennai, Kolkata, Bangalore, Hyderabad, Thiruvananthapuram
- ・ 主要入国関税港は Chennai, Ennore, Haldia, Jawaharlal Nehru, Kolkata, Kandla, Kochi, Mormugao, Mumbai, New Mangalore, Paradip, Tuticorin, Vizag

主要経済指標

- ・ GDP は 3,200,611Crore (千万)
- ・ GDP(PPP in 2005) U S \$ 3,699 billion (米、中、日に次ぐ世界 4 番目)
- ・ GDP per capita(2005-06) US\$ 571
- ・ GDP 分野別 サービス 56%、農業 22%、鉱工業 22%（2005 Sept）
- ・ GDP growth rate : 2005-06 : 8.1%
- ・ インフレ率 4.3%（2006 Apr）
- ・ Exchange rate : Rs. 45.1 / \$ (as on Apr 2006)
- ・ 外貨準備高 : US\$154.2 billion (as on Apr.2005)
- ・ 輸出: 2005-6: US\$101 billion, Growth Rate: 25%
- ・ 輸入: 2005-6: US\$141 billion, Growth Rate: 32%
- ・ 海外直接投資: 2004-5: US\$5.353 billion, 2005-6 7.5 billion
- ・ FII(Portofolio Investment) 2004-5 US\$ 9.9 billionn , 2005-6 10.11 billion
- ・ 海外間接投資（金融・証券投資）: 2004-5: US\$9.9 billion

[India-Foreign Direct Investment-Policy and Procedures]に関する本小冊子は投資家・企業家に対するガイドに役立つことを意図したものであり、法律書ではありません。
本小冊子記述と関連諸法令・規定・規則・政令などと相違がある場合、後者が優先します。

Department of Industrial Policy & Promotion
Ministry of Commerce & Industry
Government of India,
Udyog Bhavan, New Delhi